

# 大正時代における沖縄県の文化財指定関連の行政文書について

\* 園 原 謙

## A Note on the Okinawa's Administrative Documents Regarding the Designation of Cultural Properties in Taisho Era

Ken SONOHARA\*

### セレクション

1900年11月1日、琉球王国時代の歴史を雄弁に語る文化遺産であるグスクや関連する遺産が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録された。この世界遺産は、九つの文化遺産すなわち、首里城跡、中城城跡、座喜味城跡、勝連城跡、今帰仁城跡の五つの史跡、いわゆる「グスク」に加え、園比屋武御嶽、玉陵、斎場御嶽の三つの史跡、墓陵や拝所、あるいは名園・識名園によつて構成されるものである。

これら九つの文化遺産の一ひとつは、現在すべてが文化財保護法や県の文化財保護条例に規定される国指定史跡や特別名勝、県指定史跡として指定されているものである。

戦前の文化財指定の経歴と照合してみると、これら遺産の中に、昭和四年に制定された文化財保護に関する法律・國寶保存法に基づいて指定された国宝がひとつ含まれる。昭和八年一月二三日に指定された園比屋

武御嶽である。戦争（沖縄戦）による破壊がなければ、琉球王国の遺産を語る歴史的遺産は、グスクや主要な拝所のみだけでなく、首里城正殿

や城内の関連する門、田覚寺各殿・門、崇元寺関連の門や堂など大正十四年から昭和十三年にかけて古社寺保存法（明治三十一年制定）や國寶保存法に基づいて指定された二二件の国宝の建造物も当然含まれていたと思われ残念である。しかし、何より歴史の悲劇を憂うより、戦後五十七年の間沖縄の文化財の修復、復興に努めてきた国の文化財保護委員会（後の文化庁）をはじめ県内外の文化財を愛した関係者の努力の結晶として、栄えある世界遺産登録の快挙を、文化財保護史の輝かしい一頁として捉えるべきであろう。今日の世界遺産や指定文化財という到達点にいたるまでには、その保存・保護について多くの関係者の労苦があったと推察される。筆者が関心を持つ文化財保護史研究の大きなテーマはそこにある。つまり、地域の人々や行政機関が、当該地域に所在する歴史的文化的遺物（遺産）を生活の中でどのように捉えてきたのかどうか」とである。

本稿では、大正十一年当時の沖縄県の行政文書綴である「名所旧蹟」関スル書類に綴られる十九件の行政文書（受理文、起案・決裁文書）

\* 〒901-0111 那覇市首里大中町1-1 沖縄県立博物館  
Okinawa Prefectural Museum, 1-1, Onaka-cho, Shuri, Naha,  
Okinawa 903-0823, Japan

を翻刻し、紹介する。当館は歴史資料として平成十四年五月三十日にこの書類の寄贈を受けた。

この資料を通し、大正年間当時の沖縄県内（一市一区三郡二島）における名所、旧蹟、天然記念物の存在、また、その管理や現状等について知ることができよう。

これら行政記録は、沖縄県が独自に調査したものではない。国からの調査依頼に基づき、県は市区郡長、島司に依頼し、その回答が県に集約され、国に回答されたものである。個々の文化財のデータは、国に提出され、その後の国宝指定の基礎的データになったものと思われる。それぞの調査資料から、県内各村にあつた文化財の当時の状況や評価などが浮き上がってくる。このデータと今日の状況とを比較して、当該文化財を取り巻く社会状況などの歴史的推移を考える必要がある。

本県における国宝指定は、大正十四年の首里城正殿（沖縄神社拝殿）が嚆矢となり、昭和十三年までに二二件の建造物が指定された。当然ながら、これらが当時の沖縄の文化財のすべてではなかつたことを確認したい。意外なのは、この中にグスクが一つも指定されていないことである。世界遺産が九つの文化財によって構成されたのと同様に、いくつかの基準によつて、国宝は数ある地域の文化財の中から厳選されたのである。その背景には、たくさんの文化財がノミネートされていた。指定に当たつての基準は、文化財の客観的価値であつただろうし、また、保存状態であつただろうと推測される。なぜなら、文化財を保護する法律の趣旨は、一義的にその文化財の保存を図ることであるからである。緊急修理の必要性の多少によつて指定の優先順位が決められることは現在も過去も同様であろう。

明治初年、廢仏毀釈の政策による仏教排斥という価値観の転換で貴重な社寺仏閣の保存が危ぶまれる社会状況が生じた。そんな中で、古社寺

を保存するために明治三十年に古社寺保存法が制定され、大正八年には、史蹟名勝天然紀念物法が制定され、さらに指定物件の枠を拡大した國寶保存法が昭和四年に制定され、文化財の保存が図られてきた。大正十年から十一年にかけて県内市区郡長らによって回答されたこれらの文書は、史蹟名勝天然紀念物法の下で実施された一連の全国的な悉皆調査と関わりがある。

大正時代の国指定に係わる内務省や沖縄県学務課、さらに各市区郡島の文化財に対する状況や認識について、この関係書類を通して知ることができます。その意味でこの資料は、本県の戦前の文化財保護を考える極めて重要な資料といえる。

#### 「名所旧蹟二闋スル書類」について

本年五月に那覇市在の仲座巖氏から資料寄贈のお話を伺つた。早速、同氏の事務所を訪ねたところ戦前に国宝指定された建造物のガラス乾板一八枚（一二、〇×一六、五cm）をご寄贈いただくことになつた。このガラス乾板は、同氏のご尊父で、戦前から戦後にかけて沖縄を代表する建築家として著名であり、また琉球政府の文化財保護委員会委員を務めた故仲座久雄氏の遺品のひとつであることがわかつた。そのとき、「名所旧蹟二闋スル書類」の存在が判明し、ご寄贈資料に加えていただけのことになつたのである。

この資料がどのよう経路で仲座久雄氏の手元にあつたかについては不明である。ひとつの手がかりは、同氏が昭和十二年から終戦にかけて沖縄県職員として在職していたことである。しかし、県職員として他部局の公文書を閲覧することは難儀に思える。それでも、民間人に比べると、県庁内文書を閲覧することの可能性は高いといえよう。仲座氏が所属していた経済部土木課（技手）と、この文書が保管されていた内務部学務

課との接点は何であつただろうか。経済部と内務部との共通項は一体何かと考えてみた。また、大正十年と昭和十二年では、十七年の開きがある。この資料が庁舎外に出ることがない公文書である以上、これと係わることはできるのは庁舎内の人々に限られることになる。

当時の行政文書の保管期間についての知見はなく、その扱いについては知らないが、経済部土木課仲座氏と内務部学務課の接点をあえて考えてみると、文化財の修理技術が両者の接点としてみえてきた。昭和八年に指定された国宝・守禮門の昭和十一年の修理の際、仲座氏は首里市の工事主任として関わった実績がある。この実績が買われて県に入ったものと推察される。以来、仲座氏は文化財の建造物に関心をもち、昭和十六年から十七年にかけて大阪朝日新聞や琉球新報に「琉球の国宝建築」を連載している。同氏が文化財に興味を抱き、国宝指定に係る資料のひとつとして、同氏の手に、この書類があつたのではないかと推察される。この資料は、あの戦禍をくぐってきたものである。沖縄の文化財に対する深い洞察によって、この資料が今日まで保存されたことに心から感謝を申し上げたい。

この資料は、たて二七cm、幅二〇cm、綴じ代幅三・五cm、枚数では一〇二丁。紙質は和紙、右閉じで綴られ、冊子として編冊されたものである。資料の状況は、水損やその一部に欠失があり、部分的に固着があつたため、修理を施した。資料内容は、十九件の文書で構成されている。その中で最も古いものが、大正十年二月二十四日付けの山田内務大臣官房地理課長から川越沖縄県知事へ送付された文書である。行政文書は文書收受に始まり、その回答文書で完結するのは今日と同様である。この書類（綴）には、知事あてに送付された依頼文書に起因し、大正十一年四月二九日付けの首里市長高嶺朝教から沖縄県内務部長あての文書の回答文を受け、大正十一年十月二八日の沖縄県知事から内務省大臣官

房地理課長への文書十八件で一連の文書が完結している。またもう一件の文書は大正十一年六月二十九日付けの同課長から沖縄県知事への依命通牒で、史蹟名勝天然記念物の保存に関する八項目からなる命令通達の内容になっており、一連文書とは異なる文書になっている。

この文書（綴）の内容を表一のとおり一覧としてまとめてみた。文書の綴り方の順序のとおり、資料一から資料一九まで便宜上の番号をふつた。その綴りの順序は、時系列ではなく、文書内容は既述のとおりである。

表二は、個々の市区郡島から報告（回答）された当該地域に在する個別の文化財を一覧したものである。一市、一区、一町、二七村から合せて六二件の史蹟、名勝、天然記念物がリストアップされている。ただ、ここに紹介される文化財は、当時の沖縄にある文化財のすべてではない。資料十一には、それを裏付けることが記されている。その部分を引用してみると、「貴管下ニ於ケル史蹟名勝天然紀念物ニシテ指定ノ急ヲ要スヘキモノニ付テハ大正八年八月當者照会ニ対シ御回答ノ次第有之候処……」とある。また、資料十二の八重山島司から県内務部長への回答文の中にも、追加の文化財が無い旨を次のように回答している。「……御照会相成候史蹟名勝天然紀念物ニ関スル□・右ハ大正七年二月二七日付□・五二七ノ二号ヲ以テ御回答致次第モ有之該當ノモノ無之□・此段及御回答候也」と。以上のように大正八年時点での指定の緊急度の高い文化財がすでに国に報告されていた。大正十一年時点の首里市から報告された文化財のリストに首里城正殿や首里城跡が含まれていなければ、すでに大正八年調査時点で緊急に指定を要する文化財としてすでにリストアップされていたと考える方が妥当であろう。個々の文化財の詳細は、資料一から一九までの翻刻したものを参照いただきたい。文字の不明な部分は「■」で表示し、紙面の欠落箇所にお

いては、「□・・・」で表示した。また、表一、表二に対応するように

文書資料を一から一九まで、個別の文化財を①から⑯まで番号をふつて整理した。翻刻上の表記にあたっては、部分的に新漢字を使用した。沖

縄戦で貴重な文化財の多くが破壊されてしまった今日、戦前の文化財がおかれた状況について知る資料も同様に消失してしまった。本稿が戦前の沖縄の文化財の存在や状況についての知見の一助になれば幸いである。

### 謝辞

貴重な資料をご寄贈いただいた故仲座久雄氏のご子息仲座巖氏に改めて心から感謝申し上げるとともに同氏から内部資料としてご提供いただいた仲座巖編「仲座久雄記録」(B四版七枚綴)を活用させていただいたことを記して謝辞に代えたい。また、限られた時間内で貴重な資料の

保存修復に当たってくれた修復士当間博氏のご尽力に感謝申し上げる。翻刻にあたっては、小野まさ子氏に助言をいただいた。感謝申し上げる。

注一・六二件の個別文化財は、県が国へ回答する文書の起案文にも記載され重複しているが、ここでは資料十三からの各郡区長等からの

送付文(県の受理文)に番号を付している。

### 参考資料

『世界遺産 琉球王国のグスク及び関連遺産群』

二〇〇一年 沖縄県教育庁文化課編  
「平成十三年度文化財行政講座資料」(配布資料) 二〇〇二年 文化庁

表一 収錄資料內容一覽

表二 各市区郡島調査の文化財一覧（大正十年—十一年）

番号	市郡島名	町村名	種類	名称	所在地	地目地積	所有者住所氏名	保存状況等
42	41	40	39	38	37	36	35	34
勝連村	美里村	越來村	讀谷山村	宜野灣村	浦添村	中頭郡	那覇区	嶋尻郡
史蹟	史蹟	史蹟	史蹟	宮	史蹟名勝		伊平屋村	市原郡
勝連城跡	貝塚	越來城趾 (越來グスク)	暫波岬	普天間宮	寺ノ洞	明治橋	崇元寺	八幡宮
字南風原三七五九	八	字伊波小字角石一〇四	字伊波小字前原七〇五	字座喜味城原四一〇八	字牧港	通堂町及垣花町	久米町	南山城址
二反八畝一八歩	保安林	原野	保安林 一段歩	保安林 四町六反七畝十九歩	保安林 五反五畝十四歩	社地並に山林	孔子廟	字大里名島原
字南風原	石川正五郎	字伊波七三	伊波政宜	字越來	字渡慶次他一ヶ字有	名勝及旧蹟	史蹟(拝所)	字諸見首立
城壁は破壊されている。	数回発掘される。	城壁は大部分が崩壊している。	城壁は大部分が崩壊している。	城壁は大部分が崩壊している。	城壁は大部分が崩壊している。	名勝	史蹟	みほそ所
石廊あり。城郭内は現在耕地、原野及び林野となつてある。	石廊あり。城郭内は現在耕地、原野及び林野となつてある。	石垣の破壊の程度は約二割。区域内には、七八十年以上の松の老木生い立つ。	石垣の破壊の程度は約二割。区域内には、七八十年以上の松の老木生い立つ。	石垣あり。石垣は大部分が倒壊している。	石垣あり。石垣は大部分が倒壊している。	名勝	史蹟	字諸見十〇一の一名嘉文吉
東京都麹町区富士見町二の八侯爵尚昌管理者	周囲荒廃し、本堂の回廊、壁など腐朽甚だしの一隅に南山神社あり。	廟内に尚家先代の位牌が安置される。	廟内に尚家先代の位牌が安置される。	廟内に尚家先代の位牌が安置される。	廟内に尚家先代の位牌が安置される。	御物城	崇元寺町	山林三畝十五歩
冲縄県の直轄に属し、県が管理。	沖縄県の直轄に属し、県が管理。	個人貸与、遊宴亭が建設される。	個人貸与、遊宴亭が建設される。	個人貸与、遊宴亭が建設される。	個人貸与、遊宴亭が建設される。	名勝	崇元寺	八幡神社
奉安される。	奉安される。	那覇区有、個人有	那覇区有、個人有	那覇区有、個人有	那覇区有、個人有	名勝	久米町	高嶺村有
廟内に孔子、孟子、願子、思子、會子の像を奉安される。	廟内に孔子、孟子、願子、思子、會子の像を奉安される。	那覇区	那覇区	那覇区	那覇区	名勝	久米町	高嶺村
周囲荒廃し、本堂の回廊、壁など腐朽甚だしの一隅に南山神社あり。	周囲荒廃し、本堂の回廊、壁など腐朽甚だしの一隅に南山神社あり。	尚昌首里区当藏町	尚昌首里区当藏町	尚昌首里区当藏町	尚昌首里区当藏町	名勝	久米町	伊平屋村
古木繁茂し、異常なし。	古木繁茂し、異常なし。	那覇区	那覇区	那覇区	那覇区	名勝	久米町	勝連村



資料一 受理文

受理番号 大正十一年六月二十九日  
學第二二四三  
内務省發理第二五號  
大正十一年六月二十二日

堀内内務大臣官房地理課長 印

史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関スル件依命通牒

史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関シテ左記ノ事項ニ御注意相成度候

記

- 一 史蹟名勝天然紀念物保存法第一□・・・ニ依リ假指定ヲ為サムトスル場合□・・・種別、名称、所在地、地籍、物□・・・籍図ヲ具シ当省へ打合ハス□・・・
- 二 史蹟名勝天然紀念物保存法第□・・・ニ依ル承認ヲ為サムトスル場合□・・・ト認メラルモノニ就テハ當省へ打合ハス
- 三 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第□條第一項ノ規定ニ依ル通知ハ書面ヲ以テ之ヲ為シ其ノ日時、立入ルヘキ土地ノ区域及行為ノ種類ヲ明記スルコト

- 四 史蹟名勝天然紀念物ヲ指定セラレタルトキハ左記各号ニ依ル処理ヲ為シ保存上遺莫ナキヲ期スルコト  
い 指定物件ノ所有者、管理者若ハ占有者其ノ利害者並所轄警察官署ニ対シ直チニ指定ノ事実及保存法違反者制裁ノ要領ヲ通知スルコト
- 標識、注意札ヲ建設スルコト
- 地域ヲ表示スル必要アル場合ハ境界標ヲ建設スルコト
- 保存上必要アル場合ハ圍柵若ハ覆屋ヲ建設スルコト
- 標識ノ大サハ八寸乃至一尺角トシ其□・・・上ノ高サハ五尺乃至八尺トスルコト
- ヘ 標識ノ記載ハ左ノ例ニ依ルコト

史蹟 — 名勝

史蹟 — 天然紀念物

側面

史蹟名勝天然紀念物保存法□・・・  
ちこ 同・・・年・・・月内務大臣指定  
注意札ノ文辞ハ成ルヘク平易ニ且啓發のナラシムルコト  
標識、注意札ノ其他ノ設備ノ為國費ノ支出ヲ要スル場合ハ詳細ナル設計図、設計図、位置図、工費見積書ヲ具工予算ノ配布ヲ當省ニ申請スルコト

史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項ノ規定ニ依ル地域ノ指定ヲ

六 必要ト認メタルトキ当省ニ具申スルコト

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則第四條ノ規定ニ依ル申告ヲ受ケタルトキハ直チニ当省へ報告スルコト  
台帳記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直チニ当省へ報告スルコト  
明治七年太政官達第五十九号及明治十三年宮内省達乙第三号ニ依リ宮内省□□出ラレタルトキハ同時ニ当省へ報告スルコト

資料二 起案・決裁文

起案 大正十一年十月二一日 學務課  
決裁日 大正十一年十月二十五日  
発送 大正十一年十月二八日  
文書番号 學第四七五ノ一六号  
宛名 内務大臣官房地理課長  
件名 内容  
三、種類  
名称  
四、所在地  
地目地積  
五、所有者ノ住所氏名  
首里市  
六、形状寸尺  
首里市大中町尚侯爵家  
寺地一千八十余坪  
圓覺寺  
七、現状  
寺ハ今猶ホ古色蒼  
鋪クニ甃瓦ヲ以テシ結構麗  
門ハ西ニ向ヒ三間ノ樓門ア  
ニ王像ヲ安置ス  
寺ハ禪宗ノ惣本山  
代ノ香華場タリ  
十六年明應元年壬子  
創建シタルモノニシテ同  
慶門ノ北ニ相シテエヲ  
告ゲ芥穂禪師ヲ以テ開山  
シ寺領一百石ヲ給ス大殿大室寢室  
堂、山門、兩廊、鐘樓、鼓閣及僧房、  
庫、浴室等悉ク備ル大門ノ樓城モト  
木像仏ヲ安置セシモ後破損シタルヲ  
以テ元禄九年際外和尚福建ヨリ

觀世音菩薩並十六羅漢ノ木像ヲ

将来シテ安置ス今日存在スルモノ是レナリ

仏殿七間壇上、釈迦、文殊、普賢ノ木像三体ヲ

安置シ背面ノ壁間、芥穂和尚ノ畫像ヲ掛ク像ハ

尚貞王十九年貞享四年住持石峰和尚ノ

題請ニ由ル仏殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名

ヅク尚円王以下歴代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保

六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王神主並

尚豊尚賢ニ王ノ絵像此ノ時焼失仏殿□堂山門幸

ニ免ル事ヲ得タリ住持□・・・ヲ以テ八重山島

ニ流罪□・・・ニ方木アリ右ニ客室ア□・・・

空藏菩薩ノ木像ヲ□・・・東昭堂ヲ建テ元龜□・・・

照堂内獅子□・・・尚貞命ジテ修補□・・・

王之御守正徳十六年□・・・于祖廟云爾」ノ

銘出デ□・・・柿葺ナリシヲ承応元□・・・北

ニ慎経堂アリ是レ先□・・・主ヲ遷シテ祭祀ヲ

修スル處トス□・・・市役所ノ地ハ其跡ナリ壇

上モト薬師、勢至、弥勒、三像ヲ安置ス像後破

損シ元禄六年住持際外福建ヨリ新像ヲ将来シテ

是レニ代フ所掛ノ梵鐘凡テ三個中二個ハ大明弘

治八年乙卯ノ鑄ニ係リ一ハ康熙三十四年乙亥ノ

鑄造ニ成ル銘云

康熙三十四年乙亥夏住山蘭田、為使僧赴鹿兒島

府之次載便船、遣山城、重鑄之也。三年而到

來也。時當忍之秀夏、修旧樓而掛着之。住僧

蘭田為之銘。云々

凡ソ本県諸寺所掛ノ洪鐘凡テ大工藤原某ト曰ヒ

小工ハ琉匠ナリ此鐘銘ニ由リテ見レバ山城辺ニ

テ大工ノ監督ノ下ニ鑄セシモノナル事知ルヘ

シ仏殿ヨリ□・・・至ル間池ヲ造り石橋□・・・

刻精緻古雅愛スヘシ□・・・橋安里櫛等ノ橋□・・・

・方丈ノ左、香積厨□・・・神像ヲ安ス後堂□・・・

・移リシガ後破壞□・・・福建ヨリ新像□・・・

莞勒ハ尚真王ノ□・・・ヲ祀ル一山ノ鎮守タル

□・・・住職ヲシテ一般ノ管理□・・・修繕ヲ行ヒ旧態

ヲ維持スルニ努□・・・

寺ハ県下第一ノ巨刹ニシテ善男善女ノ參詣者四

時絶エルコトナク又他府県ヨリ來遊スルモノ必

ズ足ヨ茲ニ向ケサルモノナシ

## 九、管理保存ノ方法

## 十、其他必要ナル事項

二、名称  
三、所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名

六、形状寸尺

辨財天堂

円覺寺山門外円鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本

縣ニ於テ稀ニ見ル堂祠タリ

堂ハ今猶ホ古色蒼然人目ヲ

惹クモノアレド周囲ハ稍々荒廢セリ

堂モト經堂ニシテ尚徳王三年□・・・

ヲ朝鮮ニ遣シ國好ヲ修□・・・

朝鮮世祖李琢亦方冊藏□・・・

托シ是レニ報ズ文龜二年□・・・

前ニ堀リ堂ヲ池中ニ□・・・

卷ヲ歲ス慶長□・・・

ラレ經散ゼシヲ以テ□・・・

寺住持恩叔長老ニ命□・・・

円覺寺方丈内ノ辨財天□・・・

安置セシム其後□・・・

ヨリ新像ヲ将来ス今□・・・

円覺寺住職ヲシテ一般□・・・ヲ為□

寺住持恩叔長老ニ命□・・・

円覺寺方丈内ノ辨財天□・・・

安置セシム其後□・・・

七、現状

八、由來徵証伝説

九、管理保存方法  
十、其他必要ナル事項

## 一、種類

## 二、名称

## 三、所在地

## 四、地目地積

## 五、所有者住所氏名

## 六、形状寸尺

## 七、現状

## 八、由來徵証伝説

## 九、管理保存方法

## 十、其他必要ナル事項

学校建ツ周囲稍々荒廃□・・・  
背面ハ龍潭ニ臨ム丘上樹木繁衍丘前石垣ヲ  
廻ラシ中央ニ一石門アリ板扉ヲ立テ前ニ石  
香炉ヲ安シ四民香火ノ靈場拝所トス  
嶽ノ大部分ハ今拓カレテ本市女子尋常高等  
学校建ツ周囲稍々荒廃□・・・  
レ昔日ノ莊嚴美觀ヲ□・・・  
伝説ニ古ヘ国王出遊ノ時□・・・  
現レテ是ヲ警メタリ□・・・  
現シ首里王城附屬□・・・  
嶽内一古碑アリ□・・・

記録ニ依レハ尚巴志□・・・	九、管理保存方法
未ハ月既望安国山□・・・	トゾ宣徳二年我ガ応□・・・
常再貢三貢」ト日ヘルヨル後□・・・中山ノ威	尚巴志王三山統ニ先ダツニ□・・・
勢漸ク盛ニシテ土木頻リニ興リヲ見ルヘシ今門	立ノ前年明史ニ「中山益□・・・
摺揚グル所ノ扁額題シテ曰ク	古來眺望ヲ以テ鳴リ□・・・
首里ノ王ノおきやもいかなし、御代にたて由	ジツツアリ
候正徳十四年己卯十一月二十八日	時々巡視シテ濫伐ヲ防ギ下□・・・存ノ道ヲ講
本市直接ニ管理シ時々巡視ヲナシ濫伐ヲ防ギ居	ナキヲ期セリ将来植樹ヲナシ水源ノ滋養、風致
レハ他日植樹ヲナシ風致ノ増進ヲ講スル計画ナ	リ
善男善女ノ参詣スル者四時絶ユルコトナシ	
池沼	一、種類
龍潭	二、種類
首里市真和志町	三、所在地
池沼周囲一町余	四、地目地積
首里市	五、所有者住所氏名
瓢箪形ノ池ニシテ周囲□・・・	六、形状寸尺
現今荒廃汚濁昔日ノ美□・・・	七、所在地
池ハ開鑿ノ年代伝ハラ□・・・即チ我慶長九年	八、地目地積
一旦□・・・年ヲ経テ□・・・年冉ヒ浚渫シ□・・	九、種類
・按フニ尚真王代□・・・円覚寺前ニ蓮池ヲ開	十、其他必要ナル事項
鑿□・・・バ潭亦此時ニ出来シモ□・・・第一	九、管理保存ノ方法
回ノ浚渫ヨリ延寶□・・・ル七十余年間ヲ以テ	八、由来微証傳説
一期□・・・王代ヨリ第一回浚渫期ニ至ル迄約	七、現状
九十年ニシテ土砂沈殿ノ期間略相当ルヲ見ル	六、現状
時々浚渫シ雜草ヲ除去シ保存ノ道ヲ講ジ居レリ	五、所有者住所氏名
安國山下ニ在ル池沼ニシテ鮒鯉ノ類多ク棲ムヲ	四、地目地積
以テ魚小堀トモ称ス古ヘ重陽ノ節	三、所在地
ヘテ冊封使ヲ饗スルヲ例トセリ	二、種類
爬龍舟ヲ浮	一、種類
保安林	九、管理保存ノ方法
虎瀬丘	八、由来微証伝説
首里市赤平町	七、現状
保安林一町三反九畝二十五歩	六、現状
平坦連亘ノ松林屏風ヲ立テルガ如シ	五、所有者住所氏名
稍々荒廃シ樹林稀疎ナリ	四、地目地積
所有者住所氏名	三、所在地
形状寸尺	二、種類
現状	一、種類

修辞ニ石虎山又虎峯ト称ス□・・・モト石虎山	九、管理保存方法
天慶院在□・・・	八、由来微証伝説
時々巡視シテ濫伐ヲ防ギ下□・・・存ノ道ヲ講	九、管理保存方法
古來眺望ヲ以テ鳴リ□・・・	十、其他必要ナル事項
ジツツアリ	
堂祠	一、種類
首里市山川町	二、種類
堂域百八十四坪	三、所在地
慈眼院	四、地目地積
首里市	五、所有者住所氏名
萬歳嶺ノ中腹景勝ノ地□・・・堂祠ナリ	六、形状寸尺
旧記ヲ按スルニ堂ハ慈眼院ト共ニ元和三年ノ	七、現状
創建ニシテ古来海外渡航者ノ崇信殊厚シ左ノ人	八、由来微証傳説
再建築セリ結構壯麗輪奐美ナリ	九、管理保存ノ方法
口ニ膾炙セル「旅ノ出立、觀音堂千手觀王伏シ	十、其他必要ナル事項
拝テ「云々ノ歌亦是ナリ	九、管理保存ノ方法
慈眼院住職其ノ管理ニ任シ相当ノ維持金ヲ計上	八、由来微証傳説
シ保存ノ道ヲ講ジ居レリ	七、現状
堂ハ県下唯一ノ堂祠ニシテ且ソ景勝ノ地ニ在ル	六、形状寸尺
ヲ以テ善男善女ノ参拝者並觀光客四時絶ユルコ	五、所有者住所氏名
トナシ	四、地目地積
トナシ	三、所在地
トナシ	二、種類
トナシ	一、種類
保安林	九、管理保存ノ方法
萬歳嶺	八、由来微証傳説
首里市山川町	七、現状
保安林三反七畝二十一歩	六、現状
首里市	五、所有者住所氏名
稍富士形ヲナセル森林ナリ	四、地目地積
現今荒廃シ樹木林稀疎昔日ノ	三、所在地
碑□・・・物、塞六幽矣、夫□・・・以萬歳為	二、種類
名、蓋取□・・・都會焉云々嶺下ノ地□・・・	一、種類
モ古ヘ旁クル水田ナリシトゾ安謝□・・・深ク	九、管理保存ノ方法
陵下ニ逼リシ事地形ニ相□・・・嶺碑方、玉闕	八、由来微証傳説
金利、峰□・・・梵宇也、瓦屋茅舍曠□而ノ接	七、現状
ヘテ冊封使ヲ饗スルヲ例トセリ	六、現状
爬龍舟ヲ浮	五、所有者住所氏名
以テ魚小堀トモ称ス古ヘ重陽ノ節	四、地目地積
ヘテ冊封使ヲ饗スルヲ例トセリ	三、所在地
爬龍舟ヲ浮	二、種類
本巣市赤平町	一、種類
平坦連亘ノ松林屏風ヲ立テルガ如シ	九、管理保存ノ方法
稍々荒廃シ樹林稀疎ナリ	八、由来微証傳説
所有者住所氏名	七、現状
形状寸尺	六、現状
現状	五、所有者住所氏名
現状	四、地目地積
現状	三、所在地
現状	二、種類
現状	一、種類
現状	九、管理保存ノ方法



一、恩納村萬座毛  
(原野) 地積(面積二町九反□畝二十八歩)

1 地目

字恩納ノ西岸大裾礁ノ上ニアリ名護湾頭ニ突出シ全野芝生

ヲ以テ蔽ハル地形稍々平坦ニシテ東北ヨリ西南ニ延ヒルニ

従ヒ漸次傾斜シ東南ハ恩納嶽ニ面シ西北ハ海ニ接ス

広漠タル芝生ニシテ芝密生シ遊覧ニ絶佳ノ地ナリ

字恩納有ニシテ村長之レヲ管理ス

2 形状

字恩納ノ西岸大裾礁ノ上ニアリ名護湾頭ニ突出シ全野芝生

ヲ以テ蔽ハル地形稍々平坦ニシテ東北ヨリ西南ニ延ヒルニ

従ヒ漸次傾斜シ東南ハ恩納嶽ニ面シ西北ハ海ニ接ス

広漠タル芝生ニシテ芝密生シ遊覧ニ絶佳ノ地ナリ

字恩納有ニシテ村長之レヲ管理ス

3 現状

字恩納有ニシテ村長之レヲ管理ス

4 所有者

一、伊江村照太寺

(寺地)、地積(一段一畝九歩)

1 地目

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

2 形状寸尺

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

3 現状

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

4 所有者

資料七 起案・決裁文

起案 大正十一年三月三日 学務課

2 形状寸尺

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

1 地目

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

2 形状寸尺

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

3 現状

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

4 所有者

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

1 地目

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

2 形状寸尺

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

3 現状

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

4 所有者

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

1 地目

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

2 形状寸尺

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

3 現状

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

4 所有者

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

1 地目

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

2 形状寸尺

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

3 現状

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

4 所有者

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ權現堂アリテ古鏡ヲ

安置セリ、照太寺ハ即チ權現堂管護ノタメニ建立□シタル

モノナリ本尊ハ觀音菩薩□・・妙心寺派ニ属セリ

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

1 地目

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立斯ケモノニ関シテハ■ヲ御回答ノ次第有之及處一般ノ調査モ亦必要ニ付史蹟(古墳ヲ除ク)名勝ノ全部ニ亘リ調査方内務省ヨリ照會有之候條別記事項取調御回報相成度候

伊江村照太寺

恩納村萬座毛

2 形状寸尺

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立斯ケモノニ関シテハ■ヲ御回答ノ次第有之及處一般ノ調査モ亦必要ニ付史蹟(古墳ヲ除ク)名勝ノ全部ニ亘リ調査方内務省ヨリ照會有之候條別記事項取調御回報相成度候

伊江村照太寺

恩納村萬座毛

3 現状

現今首里安國寺派遣□・・在リ

照太寺

4 所有者

瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一

帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立斯ケモノニ関シテハ■ヲ御回答ノ次第有之及處一般ノ調査モ亦必要ニ付史蹟(古墳ヲ除ク)名勝ノ全部ニ亘リ調査方内務省ヨリ照會有之候條別記事項取調御回報相成度候

伊江村照太寺

恩納村萬座毛

一、現状寸尺

大正十年九月十五日 学務課

大正十年九月十六日 学務課

大正十年九月十六日 学務課

大正十年九月十六日 学務課

資料十一 受理文

受理月日 大正十年三月三日  
受理番号 学第四七五号

大正十年二月二十四日  
川越沖縄県知事殿 照会

貴管下ニ於ケル史蹟名勝天然紀念物ニシテ指定ノ急ヲ要スヘキモノニ付テハ大正八年八月当省照会ニ対シ御回答ノ次第有之候處一般ノ調査モ亦必要ニ付史蹟（古墳ヲ除ク）名勝ノ全部ニ亘リ別記事項御取調御回報相成度候

山田内務大臣官房地理課長 印

内務部長 和田潤 殿  
史蹟名勝調査ニ関スル件

本年三月九日付学第四七五号ヲ以テ御照会相成候標題之件別紙之通り及回答候也

宮古島司 松方太次郎 印

資料十三 受理文  
受理日 大正十年五月十三日  
受理番号 学四七五号  
大正十年五月十日

史蹟名勝調査事項（平良村）

史蹟

犬川（インガー）

平良村字西里（水産組合事務所西側）

地目地積

山林内ニアリテ約四坪

所有者住所氏名

平良村有

①種類  
現状  
由來徵証伝説  
五、六、七、八、九、十、

木円形ニシテ凹メリ  
円形ニシテ中央凹シ周囲ハ雜木鬱蒼タリ  
那霸原（平良村字東仲宗根東加根辺）トテ勢力

強キ團体アリテ目黒盛ト戰ヲ交ヘシガ目黒盛ハ

偉人アリキ平素ヨリ一疋ノ犬ヲ愛育セシガ其犬

何處ニ逃走セシヤ三ヶ年ヲ経ルモ見エズ其時與

港ノ波止場迄攻メ立テラレ危機一髪ノ秋トナレ

リ然ルニ三年前行衛不明トナリシ愛友突如トシ

テ現レ出デ獅子吼シテ敵ヲ噙シ殺シ犬ニ勝利ヲ

得テ旧主ノ命ヲ助ケタリト云フコレニ依リ犬ノ

現シ出デタル処ヲ千今犬川ト称ス

ナシ

九、管理保存ノ方法

資料十二 受理文  
受理日 大正十年四月九日  
受理番号 学四五七五号

第九八五ノ一号  
大正十年三月十九日

八重山島司 瀬戸秀光 印

内務部長 和田潤 殿  
本年三月九日学第四七五号ヲ以テ御照会相成候史蹟名勝天然紀念物ニ關スル右ハ大正七年二月二七日付□□五二七ノ二号ヲ以テ御回答致  
□・・・次第モ有之該當ノモノ無之□・・・此段及御回答候也

七、六、五、四、三、二、一、<sup>②</sup>種類  
名称  
所在地  
地目地積  
形状寸尺  
所有者住所氏名  
史蹟  
比屋地御嶽（ピヤーヴオタケ）  
伊良部村字池間添  
四反四畝十二歩、福樹森林  
伊良部村  
伊良部島ノ東端、区域内ハ大ナル福樹林、周囲  
ハ阿旦樹生茂リ破壊ノ憂ナシ

八、由来徵証伝説

往昔「アカラトモガネ」ト申ス神 太和ヨリ久  
米島ヲ経テ此所ニ來リ島民ヲ教直シ豊作ノ方法  
礼儀作法等ヲ知ラシメタリ島民崇敬ノ念深ク今  
ニ至ルモ毎年例祭ヲ怠ルコトナシ  
現在ニ於テハ他ニ管理保存方法ノ施設ナキモ將  
來郷社ニ改ムル方針ナリ

九、管理保存ノ方法

米島ヲ經テ此所ニ來リ島民ヲ教直シ豊作ノ方法  
礼儀作法等ヲ知ラシメタリ島民崇敬ノ念深ク今  
ニ至ルモ毎年例祭ヲ怠ルコトナシ  
現在ニ於テハ他ニ管理保存方法ノ施設ナキモ將  
來郷社ニ改ムル方針ナリ

③

二、種類  
名称  
所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名  
六、形状寸尺  
七、現状

伊良部村ノ二

名勝

通池（トホリイケ）

伊良部村字佐和田下地

池二ツ 周囲各々七百八十尺

伊良部村

円形

区域内ハ崖ノ高サ三十九尺水深不知上下スル不  
能周囲ハ岩石破壊ノ憂ナシ

イ、富豪ノ宅地跡ナリ云云

往昔其富豪ガ海神ノ使者「ユナイナマ」ト  
云フ魚ヲ捕ヘテ俎上ニ切りシニ海神怒リテ  
海嘯ヲ起シテ陥落セシメタリト云フ

口、繼子ノ寝台アリ

繼母ガ繼子ヲ殺サントシテ却テ実子ヲ押落

シ已モ此池二入水シタリト云云

自然ニ任セルモ将来ハ公園ノ一部ニ編入スル予  
定ナリ

九、管理保存ノ方法

他ノ三ヶ村ニハナシ

資料十四 受理文

受理日 大正十年五月十六日

受理番号 学四七五ノ四

大正十年五月十二日

嶋尻郡長 印

⑤

二、種類

名称

所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

管理者

史蹟

浮溝走溝（ウケンズハイインズ）

玉城村字百名浦原ト濱川トノ間ニ

拝所、四反五畝十八歩

玉城村字百名

全村字百名一、七二七番地 屋比久龜

西北ナル山中ヨリ清水湧出東南ナル水田ニ流レ  
込ム溝ノ形ヲナセリ

本村ノ東南海岸ヨリ凡ソ一町位ノ北方ニアリテ

④

六、形状

七、現状

八、由来徵証伝説

九、管理保存ノ方法

史蹟  
白銀堂

糸満町二、二五七番地（俗称イビヌメー）

拝所 五二歩

糸満町

管理者 糸満町長 上原次郎

略四角形、東西十三間、南北十二間  
糸満町北端那覇街道入口ニ位シ周囲磧立セル岩  
石ヲ以テ圓マレ構内ノ後部ハ樹木繁茂シ稍々前  
面アタル所ニ東向ノ堂宇アリ

本国兼城郡糸満村此有一岩名□・・・往昔幸地  
村人有美殿□・・・倭人之銀數次違限不償□・・・  
而美殿不在家倭人怒而偏□・・・千岩下便要拔  
刀殺之美殿哀求曰我□・・・長隱而騙汝目下無力可  
償迄今失信深慚而隱耳懇求寬恩免死來年決不敢  
再違也因引古人之言日心怒則勿動手動則當戒  
心請其忍之倭人問之甚為有理乃寬限而去其後倭  
人返棹之時臨夜入港半夜到家暗開門戸而入只見  
其妻與奸夫同寢之情狀即怒拔刀在忍手思美殿之  
戒忍怒剣手拳大照視方知母之伴寢也從來其母每  
子遠行恐奸人逼瀆其妻暗地扮作男粧相伴而寢倭  
人因聞美殿之戒相善母妻之命感激不已嗣後特到  
琉球携酒謝恩此時美殿預備銀子償遂相瓦感恩而  
倭人不肯受其銀美殿固請倭人頻行推辭竟其銀無  
所歸乃埋之於岩下各表其志後人曰名白銀岩遂為  
威部而尊焉

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

管理保存ノ方法トシテ毎年數名委員ヲ選ビ其任

ニ当ラシム将来堂宇ヲ改築シ一層莊嚴ナラシム  
ル計画ナリ

八、由来徵証伝説

西北ハ山ヲナシ東南ハ水田ヲ隔テ海ニ面ス  
伝説ニ依レハ米ガ初メテ本県ニ伝エラレシ所ト  
聞ク字百名山下原ニ米地原（メージバラ）ト云  
所アリ往古此ノ所ニ一羽ノ鶴ガ暴風雨ノ為メニ  
吹キ落サレテ死シ其ノ跡ニ一本ノ稻發生シ居ル  
ヲ「アマス」ト云ウ人ガ発見シ之ヲ浮溝走溝ニ  
移植シタリトノコトナリ 拝所ノ南方ニ俗ニ根  
田ト称スル田アリ旧藩時代ハ一般ノ田ヨリ此ノ  
田ハ先ニ植エルヲ例トシテ地頭之ヲ監督シテ植  
エシム初メテ此ノ田ニ稻苗四株ヲ植ヘ付此ノ日  
ヲ「ソレイ」ト云フ 次ニ三株ヲ植ヘ付此ノ日  
ヲ「ミシチマ」ト云フ二回共村民業ヲ業ヲ休ミ  
御神酒其ノ他ノ物ヲ供ヘテ祭拝スルヲ例トセリ  
又御穗上トテ此ノ田ニ出来タル稻ノ穗ヲ国王ニ  
奉ル式モアリタリ今尚県民ノ參拝スルモノ尠カ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然自然ノ岩石橋ニシテ幅三間長サ八間高サ二丈  
字ノ南方ニ位シ橋上ハ道路トナリ下方ハ数多ク  
稍乳石垂下シ橋下ハ川流トナレリ  
ハナケレドモ橋下ハ川流□□・水ノ為メ岩石  
裂落シ自然ニ橋ニナ□□・察セラル

從来村ヨリ管理シ保存上別ニ故障等ナシ

六、形状

丈

七、現状

字ノ南方ニ位シ橋上ハ道路トナリ下方ハ数多ク  
稍乳石垂下シ橋下ハ川流トナレリ  
ハナケレドモ橋下ハ川流□□・水ノ為メ岩石  
裂落シ自然ニ橋ニナ□□・察セラル

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

字東方ニ位シ名称ノ如ク白水ノ瀧ニシテ奇觀ナリ

七、現状

ナケレドモ溝下ノ岩石水流ニヨリ崩落シタルガ  
為自然ニ瀧ニナリタルモノト察セラル

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

字ノ東南ニ位シ区域内ハ竹木アリテ□□・  
圍マレ只石垣ノ破壊シタル跡ヲ残ス□□・形

七、現状

ナケレドモ元、上城按司ノ居城ナラシト伝ヘラ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

字ノ東南ニ位シ区域内ハ竹木アリテ□□・  
圍マレ只石垣ノ破壊シタル跡ヲ残ス□□・形

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

ナシ

五、所有者住所氏名  
ナシ

天然記念物

六、形状

ナシ

七、現状

ナシ

八、由来徵証傳説

九、管理保存ノ方法  
各地主ニ於テ保管シ居ルガ将来□現状ノ儘保存  
スレモノ、ヘタ、ランノ

各地主ニ於テ保管シ  
スルモノト察セラル  
ナシ

## 十、其他必要ナル事項

五、四、三、二、一、	種類	名勝旧蹟
所有者住所氏名	所在地	多棚城
地目地積	具志頭村字玻	名城眼崎原
地	原野	二千坪
五	具志頭村字玻	名城六七七番地
四	名城六七七番地	嘉数太郎
三	地	一里之某
二	地	一里之某
一	地	一里之某

具志頭村字坡名城眼崎原  
原野二千坪  
全具志頭村字坡名城六七七番地  
上七二六番地  
上六三六番地  
日或亦十上嘉数太郎  
大里多良我如古加那

一、種類	史蹟
二、名稱	大里城趾
三、所在地	大里村
四、地圖	大里（小字西原）

七、現状  
八、由來徵証傳説等  
九、管理保存ノ方法  
一、其他必要ノ事項

字ノ東南ニ位シ区域内ハ茅繁茂シ中ニハ畠トナリタル所アリテ甘藷甘蔗ヲ植ヘツケ周囲ハ石ヲ以テ囲マレ石垣ノ破壊シタル跡ヲ残スノミニシテ別ニ形跡ナシ

ナケレド、元多棚按司ノ□城ト伝ヘラル  
各地主ニ於テ保管シ□・・・モ現状ノママ保存  
スルモノト察セラ □

六、形状 管理者  
大里村字大里四四八番地 大城西矩  
大里町口部更路町一丁目 大城西矩  
稍々瓢箪形ナリ

野等アリ樹木ハナク周囲ハ石垣崩壊シ古城跡ノ  
面影アリ

添大里按司ノ居城ナリシガ隣村佐敷村□・・・  
巴志ノ為メニ亡サレ按司以下武将共多ク□・・・  
又源為朝朝（誤りか）ノ妻ハ此ノ城主ノ妹ナリ  
ト  
周囲ニ松木ヲ植ヘ石垣ヲ修繕シ将来城趾トシテ  
保存スル意向ナリ  
ナシ

五、所有者住所氏名	四、地目地積	三、現状	二、字東南二位シ区域内ハ茅繁茂シ中ニハ畠トナリ	一、旧城址ナリ
原野	具志頭村字具志頭二五六番地	同	同	同
千二百坪	森田加那	上	上	上
原野	具志頭二六番地	同	同	同
千二百坪	新垣壽一	上	上	上
原野	久保田當助	同	同	同
千二百坪	徳元次郎	同	同	同
原野	高良清増	同	同	同
千二百坪	内具門加那	上	上	上
原野	伊礼表武太	同	同	同
千二百坪	義元祭徳	上	上	上
原野	仲間太郎	三、	二、	二、
千二百坪	内具門牛	二、	二、	二、
原野	仲間蒲	二、	二、	二、
千二百坪	仲間加真	五番地	九番地	九番地
原野	蒲	蒲	蒲	蒲

同	同	同	同	同
上二、	三三二番地	八二番地	内具門牛	蒲
上上	七五番地	仲間加真	仲間	蒲
上	九五番地	仲西	内具門牛	蒲
ナリ				
字東南ニ位シ区域内ハ茅繁茂シ中ニハ畠トナリ				
タル所アリテ甘諸及疎菜類等□植ヘ付ケ周囲ハ				
石ヲ以テ囲マレ石垣ノ□・・・シタル跡ヲ残ス				
ノ□・・・				
元具志頭按司ノ□・・・ヘラル				

一、種類	城跡
二、名称	喜屋武村
三、所在地	喜屋武小字喜屋武
四、地目地積	具志川原
五、所有者住所氏名	具志川城 喜屋武村 喜屋武村有 喜屋武長 喜屋武岬ノ断崖絶壁ノ上ニアリ 管理者 周囲石垣ニシテ一丈余 榮徳基孝 七、形状 現状

管理者 喜屋武村長 積徳基孝  
周囲石垣ニシテ一丈余  
喜屋武岬ノ断崖絶壁ノ上ニアリ一ツノ穴アリテ  
海岸ニ通ス区域内ハ何旦木、雜草等繁茂シ石垣  
ハ破壊セラレ古城趾ノ面影ヲ呈ス

八、由來徵証傳説

本城趾ハ元久米島具志川村ヨリ傳居シタモノナリト其ノ子孫ハ字喜屋武ニアリテ久米姓ヲ有シ今尚其ノ城趾ヲ拝祭ス西部海岸ハ舟ノ出入ニ便ナル所アリテ築港ノ計画アリシモ果サザル模様ナリト

村有ニシテ且ツ保安林ナルニ付草木ノ□・ズルノミナリ

史蹟（嶽）

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

ナシ

一、種類

名称

所在地

地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状

七、現状

八、由來徵証傳説

昔、南風原村字与那霸村ニ一人ノ男アリケリ  
ト以テ段々蝕食セラレツツアリ  
モ凡ナラヌ一人ノ美シキ女ニ出会いヒ求メラルママニ其ノ髪ヲ  
与ヌレバ女ハ悦ヒ受ケテ之ハ正シク我ガ物ナリ汝ハ真ニ善人ナ  
リ吾ニ從ツテ来ルベシトテ強ヒテ男ノ手ヲトリテ共ニ海ニ入ル  
ミ翌日モ浜ニ出テ其レトナク髪ノ主ヲ尋ネ回リシニ果シテ容貌  
カト見レバ波濤ハ忽チ開ケテ真砂布キツメタル一条ノ大道ハア  
リアリト海底ヲ通シテ現ハレタリ 男ハ導カレルママニ逃リイ  
ケバ龍宮城ニ至リ扉ハ自ラ内ヨリ開カレテ金殿玉樓ノ中ニ案内  
セラレ數多ノ神々列座ノ宴席ニ招カレテアラユル珍味饗ケ歌舞  
ヨリ既ニ塵世ノ三十三代ヲ経タリ汝□・・・ハ一人モアルナシ  
汝ハ寧ロ此ママ神トナリテ永ク此所ニ居ルニ如カズ何ソ必ラズ  
シモ帰ル要アイヤト告グ男ハ固ク帰リタキ旨ヲ告ゲレバ神ハサ  
ラバトテ一ツノ怪シキ紙包ヲ男ニ与ヘ戒メテ曰ク汝之ヲ携ヘテ  
去ラバ向フ所皆道トナラン若シ故郷ニ帰リテ身ヲ託スベキ所ナ  
キ時ハ之ヲ帶ヒテ再ビ来レ決シテ此ノ包ヲ開キ見ルベカラズト  
堅ク戒メラレヨ男ハ此ノ包ミ紙ヲ推シ戴キ携ヘテ門ヲ出レバ向  
フ所ニ立派ナル路通ジ忽チノ中ニ与那久浜ニ着キ男ハ喜ビ勇  
ンデ村へ入りシニコハソモイカニ、出会村人一人トシテ見知レ  
ルモノナシ己ガ家ト覺シキ所ヲ尋不シモスベテ変リ果テ、家族  
サエ毛見当ラズナリヌ男怪シミテ村人ニ問ヘバ皆只笑フノミニ

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

ナシ

字ノ共有地ナレバ其ノ代表者ヲ区長ニ□・

一、種類

名称

所在地

地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状

七、現状

八、由來徵証傳説

南風原村字兼城後ニ小高キ嶺アリテ青々ト茂レ  
ル松ハ千代ニ八千代ヲ壽キ殊ニ其ノ嶺ノ頂ニハ宮アリテ字民最  
敬ノ神殿トセリ此所ハ昔内嶺城ト云ウテ兼城按司ノ居城タリシ  
趾ニシテ今ニ諸方ヨリ參詣スル人多シ  
兼城按司ニ二女アリ一女ハ中山王妃トナリ一女ハ父母ノ膝下ニ  
アリテイトモ寵愛ノ養育ヲ受ケ居タリシガ計ラズモ病魔ノ襲フ  
所トナリ遂ニ十六歳ノ八月偶然此ノ世ヲ去リ又両親ノ悲痛一  
方ナラズ殿中為メニ悲哀ノ情ニトザサル再出ヲ氣ヘド祈レド其  
ノ甲斐ナク遂ニ黄泉ノ客トナリ黄金ノ森ニ葬ラレタリ  
然ルニ死後三日ノ朝本部滿名（後ニ安平田子トナル）□・  
者中ヲ牽ヒテ其ノ墓前ヲ通ル折シモ降雨□・・・タルニ依リ其  
ノ墓ノ入口ノ陰ニ雨ヲ避ケ雨ノ□・・・待チ居タリシニ忽チ墓  
中ヨリ安平田ノ後髮□・・・ノアリ安平田大ニ驚キアワテ様其  
ノ手ヲニギリ□・・・ルコト久ラス時ニ其ノ手ニ脉脄ノ打チ居ルラ  
覚ニ安平田、生人ナルニ氣ヲ安メ汝ハ誰ナルヤト問ヘバ彼女答  
エテ曰ク妾ハ兼城按司ノ娘ナリ熱病ノ為ニ一時氣絶セルヲ死セ  
シモノト認メ此ノ墓ニ葬ラル希クハ我家ニ妾ノ蘇生セルコトヲ  
告ゲ給ヘト、安平田急キ城へ走セ事ノ理由ヲ告ゲ申シケリ殿中  
ニテハ両親ハ勿論城中ノ人々夢カ現カト上ヘ下ヘノ大騒キ急使  
ヲ遣ハシテ実否ヲ検メシニ果シテ蘇出ス一同大イニ喜ビ娘ヲ墓

中ヨリ出シテ桑ヤ篠ニテ造レル「サン」ニテ生靈ハ墓中ヨリ出デヨ死靈ハ墓中ニ納マレト墓中ヲ拵ヒテ後ニ其ノ「サン」ハ墓軒ニ差シ娘ヲ連レ帰リ城内ニテハ外間崎ヨリ桑篠ヲ取り来リテ屋上又ハ軒々ニ差シテ妖氣ヲ拵ヒ赤飯ヲ造リ且ソ安平田ガ牽キシ牛ヲ殺シテ御祝ヲナシタリ是レ即毎年八月十日ニ行ハル赤飯柴差ノ起レル基ニシテ旧藩時代ハ中山城御用ノ柴ハ当兼城外間崎ヨリ奉納シタリト云フ
上好ム所下之レラ好ムデ下人民モ是レニ習ヒテ八月十日ニハ軒ニ柴ヲ差シ赤飯ヲ煮イテ祭祀ヲ行フ事トナレリ 当字兼城二字ハ今モ尚宮ノ下ニテ牛ヲ殺シテ祭祀ヲ行ヘリ
九、管理保存ノ方法 字共有ニシテ其ノ代表者タル区長之レヲ管理ナシ
十、其他必要ナル事項

五、所有者住所氏名 首里区字当藏三十二番地 豊見城朝熙
六、形状 周囲ハ石垣ヲ以テ繞ラレ東北部ノ如キハ丈餘ノ絶壁■ナセリ
七、現状 キモ畠ト変セリト雖モ内門ノ趾今尚存ス
八、由來徵証傳説 傳説明ナラサレドモ旧藩時代護佐丸ノ子孫タルナシ
九、管理保存ノ方法 豊見城按司ノ城タリ
十、其他必要ナル事項

五、所有者住所氏名 首里区字当藏三十二番地 豊見城朝熙
六、形状 周囲ハ石垣ヲ以テ繞ラレ東北部ノ如キハ丈餘ノ絶壁■ナセリ
七、現状 キモ畠ト変セリト雖モ内門ノ趾今尚存ス
八、由來徵証傳説 傳説明ナラサレドモ旧藩時代護佐丸ノ子孫タルナシ
九、管理保存ノ方法 豊見城按司ノ城タリ
十、其他必要ナル事項

七、現状

字嘉手丸ノ村ハズレニ在リテ北方ハ傾者極メテ  
緩慢ナル畠地ヲ隔テテ鎮守森ト認ムベキ雜木林  
アリ内部ハ一面平坦ニシテ種々ノ建物ト此ノ中  
ニ設ケラレシコト疑ナケレド今ハ蕩然トシテ一  
柱ヲモ認メス只久葉樹ヲ初メ雜□・・・茂シ晝  
尚暗キ感ガス

昔伊敷索按司居城タリシモ中山王ノ為□・・・  
サレテ其ノ趾ヲ絶ツト傳ク□・・・年一回諸ノ  
口クモイ此処ニ集合シ祭祀ヲナシ

祝詞ヲ奏シテ尊信シ居バ此処ヲ神嶽ト  
シテ濫リニ人民ハ出入セズ

特ニ保存ノ方法ナシ

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項

八、由來徵証傳説

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状

七、現状

八、由來徵証傳説

城趾

具志川城

具志川村字具志川

山林 千二百坪

具志川村有

字具志川八三二 久手堅カマダ

円形

字仲村渠ノ西北海岸ニ在リ古城ニシテ三面ハ拾  
数丈ノ断崖絶壁他ノ一面ハ坂路ニシテ本門ヲ茲  
ニ建ツ古城トシテハ実ニ要害ノ所タリ今ヤ雜草  
雜木ニ埋マルト雖モ正門両側石垣今尚在ス

往昔、久米島仲地村ニ仲地ト云フモノアリ一日  
具志川嶽ニ登リ林木ヲ伐リ舟ヲ造ラントス□・・・  
渤海按司ト云フモノ青名崎ニ城ヲ造ラン□・・・  
往テ按司ニ告テ曰ク吾此地ヲ視ルニ山□・・・  
シ具志川嶽ニ如カザルナリ具志川嶽ハ山□・・・  
水明ニ地ハ甚ダ寛闊ニシテ三面陥岨ナリ鐘靈ト  
云フベシ伏シテ請フ宜ク彼地ニ築カルベシト按  
司之ヲ聞キ大ニ喜ビ共ニ彼地ニ往テ遍リ山川ヲ  
巡リ遂ニ石匠ニ命ジテ大石ヲ運ビ城ヲ嶽ニ築カ  
シメテ此ニ移居シ神歌ヲ作りテ落成ヲ奉頌ス嫡  
長眞金声ノ按司既ニ父ノ業ヲ繼キ亦此城ニ居リ  
以テ人民ヲ治ム後、眞仁古樽按司（伊敷索城按  
司ノ次男）ノ滅ス所トナル按司ハ自ラ具志川按  
司ト称シテ居城ス時ニ中山、大岳ヲ以テ久米島  
ヲ討ツ按司之ヲ聞キ大ニ驚キ急ニ人民ニ命シ潜  
ム池ヲ造リ城内ニ入ラシメズ其ノ城ヲ守リテ敢

テ出戦セザレバ官軍其ノ城ノ鞏固ニシテ攻メ  
キヲ以テ己ニ軍馬ヲ収メテ退去セントス時ニ

司、養父世那節大比屋ト云ウモノ官軍ニ告ゲテ  
曰ク吾レ城中ヲ見レバ一点ノ水ナシ密ニ城外ノ

水ヲ引イテ以テ口用ノ資ニ備フ若シ其ノ水溝ヲ見

塞ギ水ヲ城内ニ入ラシメザレバ按司安シグ出

セザランヤ其ノ出ル時ヲ保テ之ヲ殺サバ易キ

ト猶掌ヲ反スガ如キノモ官軍即チ其ノ溝ヲ埋メ

水ヲ城内ニ通セシメズ按司水溝ノ通ゼザルヲ見

テ鐵ノ盔甲ヲ穿ケ城門ニ出テ水溝ヲ監視ス時ニ

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

尚圓様御屋敷首見村北表午ノ方向式拾間角ノ内  
東北みほそ所五間角長檀真中石三高コハ一本け  
の御木一本有四方松木植廻申候屋敷ハ根所ニ成  
并神何し屋け居往古ヨリ首見のく子孫代々居住  
シテ奉崇候御公儀並島中ノ御願所ニテ御座候  
管理者ヲシテ保存ノ任ニ当ラシム

九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項  
ナシ

(22) 一、種類  
二、名称  
三、所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名  
六、形状  
七、現状

史蹟  
南山城趾  
高嶺村字大里為島原  
拝所 三千四百五十坪  
高嶺村有

岳上ニアリ  
周囲石垣ヲ以テ開マレ所々破壊セシ所モアレド  
城内ノ一隅ニ南山神社アリ  
南山城趾ハ高嶺村字大里ノ西方一町バカリノ岳  
□・・・南ハ国吉城趾北ハ大城之趾ヲ扣ヘ東ハ  
□・・・及八重瀬岳ニ連リ西ハ糸満町ヲ眼下ニ  
見下シ□・・・テ遙カ慶良間島ヲ眺メ眺望絶佳  
ナリ此ノ城ハ元大里城ト称シテ昔天孫氏時代ヨ  
リ封ヤラレシ大里按司ノ居城タリシ地ナリ  
永萬元年（二條天皇ノ御代今ヨリ七百五十七年  
前）源為朝大里按司ノ妹ヲ娶リテ妻ニセリト云  
ヘル大里按司トハ此ノ城主ナリ  
其レヨリ百六十二年後、即嘉曆元年ニ至リ中山  
ノ勢力稍々衰へ諸按司叛スルニ至ルヤ當時ノ城  
主タリシ承察度ハ兵ヲ起シテ大里、佐敷、知念、  
玉城、具志頭、東風平、喜屋武、摩文仁、裏壁、  
兼城、豊見城ノ十一ヶ間切ノ城主ヲ從ヘナセ此  
ノ城ヲ改築シ永徳三年明ノ冊封ヲ受ケテ山南王  
承察度ト号シ駄紐鉱金銀印ヲ受ケ傳ヘテ二世汪  
慶祖三世他魯每ニ至リ永享元年遂ニ中山王尚巴  
志ノ為メニ滅サル  
ナシ  
村有ナレバ高嶺村ニ於テ管理ス

(23) 一、種類  
二、名称  
三、所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名  
六、形状寸尺等  
七、現状

拝所  
八幡宮  
真和志村字安里小字後原五百十番地

八、由來徵証傳説  
九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項  
ナシ

五、所有者住所氏名  
六、形状  
七、現状

国王第六代天正年中尚徳王ノ徳鬼界島征伐ノ途  
次大道松原ニ於テ水鳥羽ヲ動カシテ上空ヲ飛居  
ルヲ国王自ラ弓ヲ以テ射タルニ矢ハ命中シタル  
モ鳥ハ落下セズ矢ハ地ニ落テ立チタリト依テ鬼  
界島ハ難ナリ征伐シテノ帰途小鐘浮上リ王ノ船  
ニ從ヒ来リシヲ以テ諸人不思議ニ思ヒ之ヲ引揚  
ゲントセシモ動カズ遂ニ自ラ引揚ゲシニ容易ニ  
手ニ持揚グルコトヲ得タリ依リテ以上ノ瑞ニ基  
キ以前矢ノ立チタル場所ニ宮ヲ建テ應神天皇、  
神功皇后、玉依姫ラ安置シ靈鏡ヲ全所ニ秘藏シ  
タリト以來護國ノ神トシテ尊信スルモノ多カレ  
シト  
廢藩置県シ後ハ廢頽ノ俗ニ委シ修繕ヲ加工タル  
コトナシ尚保存方法ニツキ特ニ意見ナシ

八幡神社  
社寺ノ本堂ノ形状ヲ備フ奥行三間□・・・  
字安里ノ東方背後小高キ丘ノ所□・・・  
团ハ廢頽甚シク雜木繁茂シ建物□・・・  
シ回廊及壁等ハ既ニ腐朽甚ダシ

八、由來徵証傳説  
一、祭神 應神天皇 神功皇后  
玉依姫

(24) 一、種類  
二、名称  
三、所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名  
六、形状寸尺等  
七、現状

資料十五 受理文  
九、管理保存ノ方法  
十、其他必要ナル事項  
ナシ

受理日 大正十年五月十九日  
受理番号 学四七五ノ五  
第五五〇ノ一号  
大正十年五月十八日  
以上

沖縄県内務部長 和田潤 殿  
学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会相成候史蹟調査別紙ノ通り小条此段及  
御回報付也

沖縄県那覇区長 山城正訓 印  
那覇区久米町  
孔子廟  
那覇区久米町  
別紙ノ通り  
廟ニシテ孔子、孟子、顏子、思子、曾子ノ像ヲ



九、管理保存方法	八、由來徵証傳說	七、現狀	六、形状寸尺等	五、所有者ノ住所氏名	四、地積	三、所在地	二、種類	一、(32)名稱
----------	----------	------	---------	------------	------	-------	------	----------

三重城  
那覇区西新町  
燈明台敷地  
官有  
別紙ノ通り  
三重城内ニ不動晝夜燈明台ノ設置アリ  
那覇港口ニ在リ謂ユル南北砲台中ノ北砲台ニシテ古ヘ海賊防禦ノ為築クト云フ城内ニ不動晝夜燈明台ノ設置アリ當時小公園トナシタル為メ遊人絶ヘズ  
崎原燈明台ノ管理ナリ

九、管理保存方法

八、由來徵証傳說

七、現狀

六、形狀寸尺等

五、所有者ノ住所氏名

四、地積

三、地目地地

二、種類

一、名称

(31)

那霸区住吉町  
寺地  
臨海寺  
別紙ノ通り  
真言宗ノ寺ニシテ藥師如來ヲ本尊トセリ  
那霸港ノ南方ニアル沖ノ寺ノ別称ニシテ藥師如  
來ヲ本尊トス當寺ハ元全港ノ北方ニアリシガ明  
治四十一年築港ノ為メ現在ノ所ニ移転セリ  
住職ニ於テ公債証書ノ利子其他信徒參詣者ノ醸  
金ニ依ル

九、	管理保存方法	九、	管理保存方法
八、	由來徵証傳說	八、	由來徵証傳說
七、	現狀	七、	現狀
六、	形狀寸尺等	六、	形狀寸尺等
五、	所有者ノ住所氏名	五、	所有者ノ住所氏名
四、	地目地積	四、	地目地積
三、	所在地	三、	所在地
二、	種類	二、	種類

旧蹟  
護国寺  
那覇区若狭町  
寺地  
護国寺 若狭町一丁目四番地  
別紙ノ通り  
真言宗ノ寺ニシテ不動尊ヲ安置セリ  
僧賴重開基察渡創建往時ハ国王ノ祈願所ニシテ  
旧名安禪寺ト号シ海山寺三老院トモ云フ大小ノ  
二鏡アリ景泰七年ノ鋸造ナリ此寺ハ觀潮ノ名所  
トシテ名高シ本堂ニハ不動尊ヲ安置セリ  
住職ニ於テ公債証書ノ利子其他信徒參詣者ノ醸  
金ニ依ル

種類	名稱	所在地	地目	所有者	現状	形状	由來	微証	傳說
史蹟名勝地	浦添城趾	浦添村字仲間	原野、拝所、約三千坪	大部分個人有 部落有	浦添村中央丘山ヲ占メ東西北二約半里長ク連ル	石廊処々ニアリ雜木繁茂シ其平坦ナル処ハ渾テ茅其他雜草生	茂リ風景絶佳ナリ	ナシ	為朝ノ子舜天ノ居城タリシ処ニシテ當時舜天ハ人望甚ダ高ク十五才ニシテ浦添按司ニ推サレ長ジテ文治三年□琉球ノ王位ニノボリ爾後三代（舜天、舜馬、義本）七十□・・・間其朝廷ノ統治ナリシカバ當時勢力アリシモノハ浦添□□人ナリシ

資料十六 受理文  
受理日 大正十年六月二十七日  
受理番号 学 四七五ノ六  
庶第七三二号  
大正十年六月廿四日

中頭郡長 粕谷哲三郎 印

沖繩縣内務部長 殿

史蹟名勝地調ノ件回答

三月九日学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会相成候史蹟名勝地調ノ件、件別紙ノ通り取調及御回報候也

九、管理保存方法	沖繩縣ノ直轄ニ屬シ縣ニ於テ管理ヲナシ居レリ	勝ト為ス	那霸區通堂町及垣花町	明治橋	名勝
八、七、六、五、四、三、二、一、	沖繩縣有 別紙ノ通り	渡地垣花ノ聯絡ナリ明治初年架工ス古クハ橋座ヲ海中ニ置キ御物城ノ西方ヲ通過シタリシガ水流激シクシテ橋水ク保タズ今ハ東ニ轉ジテ奥武山ニ擁リ南北二橋ニ別ツ明治三十六年ノ改案ナリ全長二丁十九間縣下第一ノ長橋ナリ觀月ノ名	那霸區及島尻郡ノ通路	那霸區及島尻郡ノ通路	那霸區及島尻郡ノ通路
地積	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り
所有者ノ住所氏名	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り
寸尺等	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り
現狀	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り
由來徵証傳説	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り
所在地	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り
種類	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り	沖繩縣有 別紙ノ通り

ト往古浦添ハ沖縄ノ中心タリシト傳ヘラ

種類	所在地
史蹟名勝地	寺ノ洞
地目	浦添村字牧港
所有者	保安林
形状	地積約十二三坪
現状	部落有 管理者 浦添村長 棚原正秀
其他	洞窟内ニシテ天井七八尺位 卵田形
由來徵証傳説	宇牧港後北方岸壁上ニアリ周囲雜木繁茂シ一見洞穴ノ如シ

文治年間（七百三十有余年）源為朝今帰仁運天港ニ上陸シ以來威武ヲ揮シ忽ニ琉球全土ヲ征服シ全島ノ要鎮浦添城ニ拠リ茲ニ渠加快心ノ一天地ヲ築城シ大里按司□ヲ娶リ四兒ヲ挙ヶ統治數年ヲ經ルニ至リタリ□・・・為朝ハ力ノ偉大タルト共ニ一面情ノ偉人ナリシト見エ□・・・朝月ノ夕遙都ノ方恋シサニ悶々ノ情ヲ抱キ心ナラ□・・・數年ヲ送リシ遂ニ奮然トシテ意ヲ決シ牧港ヨリ帰帆ヲ挙ケタリト為ニ妻子為朝ノ再来ヲト傳ヘラル 待チシ處ニシテハジメハ待港ナリシヲ遂ニ牧港ニ転化シタリ

史蹟名勝調査事項（宜野湾村）

種類	名称
一、種類	宮
二、名称	普天間宮
三、所在地	沖縄縣中頭郡宜野湾字普天間
四、地目地積	社地並ニ山林
五、所有者ノ住所氏名	管理者字普天間六五四番地 與儀達忠
六、形状寸尺等	形狀平屋瓦葺縱横共壹間
七、現状	位置字普天間ノ東北端、区域内字普天間内周囲ノ状況雜木林、松及雜木及竹等ヨリナレル混諧林ニシテ大凡二百四五十年ノ松五分ノ一ト其他ハ數□・・・ナリ

八、由來徵証傳説

■男命也 普天間山熊野大權現本宮、伊弉諾ノ命右事知為勸諸自是近里之人奉信仰為祈願成時安谷屋村有夫婦不傳其姓名勤刀為作毛雖然每年不熟而畓貢納剩家貧苦惱無術因婦謂夫云妾壳身未進貢物納于公庫矣盡夜主人之日課之暇勤紡夫者出精力致耕作若得天惠互渡世安全時又為夫婦不朽之契紅淚而相別後婦切髮賣于市以其価壳香花參詣于件之名像三四箇年也 九月參詣之夜當于今之鳥居邊忽然遇一老翁

若疑變化者驚汗而不能遺步欲退去勿驚異行遇而可致社參且片時可預汝此物云々答云妾為人之奴婢速々故不得已而守之老人去不來移時無為奈何先遂參詣歸路再不見老人故彼預物于首里持來翌夜又雖參詣不遇前夜之老人及二三次故祈願遇哉■矣得此金身代者餘然今遠乞■主■奴有■乎茲■勤仕■年後達念願出之■趣切身代■・・・身代回夫之家因為結願不異於前夕而夢之吉明白也於之解疑開見出正黃金地祥夢大造厨子安置■・・・權現之靈爾是也可秘々々其後家富安堵

九、管理保存方法

管理内務者神祇局ノ元ニ社掌ヲシテ管理ス

③7 史蹟名勝調査

種類	名称
一、種類	史蹟
二、名称	座喜味城跡
三、所在地	読谷山村字座喜味四、一〇八番
四、地目地積	保安林五反五畝十四歩
五、所有者ノ住所氏名	読谷山村字座喜味三、五三一番地 與久田蒲
六、形状寸尺等	大円形ニシテ其周囲百七十一間アリ
七、現状	村ノ中央ナル字座喜味ノ後方最モ高キ所ニアリテ区域内ニハ七、八十年以上ノ松ノ老木生立チ周囲ハ高サニ丈位ノ石垣ヲ以テ周囲之眺望絶佳ナリ破壊ノ程度ハ約二割位ナリ
八、由來徵証傳説	今ヲ去ル四百年前保（「護」のあやまりか）佐丸按司ノ築キシ城ナリト
九、管理保存方法	所有者ニ於テ管理ス

③8 史蹟名勝調査

種類	名称
一、種類	名勝地
二、名称	暫波岬
三、所在地	保安林 四町六反七畝十九歩
四、地目地積	読谷山村字宇座岬原二、二〇五番
五、所有者ノ住所氏名	海中ニ長ク突出シタル高サニ丈位ノ断崖絶壁ニシテ東西四百間モ相連リタル平原ナリ
六、形状	シテ全面芝生ヲ以テ覆ワレ一見青毛布ヲ敷タ 村ノ西北端ナル字宇座ノ後方広漠タル原野ニ連続シテ全面芝生ヲ以テ覆ワレ一見青毛布ヲ敷タ ルガ如ク風景頗ル佳ナリ
七、現状	

八、由來傳説  
九、管理ノ方法

天然自然ノ風景ニシテ他ニ傳説由來ナシ  
所有者ニ於テ管理ス

③ 史蹟名勝調査事項  
史蹟  
越來城趾（越來グスク）

史蹟

越來村字越來小字前原七百五番地

保安林、地積七反一畝二十六歩

一、種類  
名称  
所在地  
地目  
所有者ノ住所氏名  
形状寸尺等

円形ノ高地ニシテ週囲八百間位アリテ城壁ノ内

二個人有畠地アリ

越來村字越來ヲ距ル約一町余ノ東南ニ位置シ区

域内雜木生ヒ茂リ東南ハ凹地ニシテ田圃ニ面シ

□・・・上流ナリ西北ハ越來村字越來美里村字

西□・・・週囲ノ城壁ヲ見ルニ幾百年ノ歲月ヲ

経タル為□・・・如キモ大部崩壊シ居ルモ今尚

古城趾タル

此城趾ハ今ヲ去ル四百年前越來按司ノ築キシモノナルモ勝連按司亞麻和利ガ首里城襲撃ノ野心

アルヲ聞キ美里村字知花ニ居リシ鬼大城途中ニ

於テ亞麻和利ノ勢力ヲ挫カソ為メ越來城趾ヲ借り受ケタルモノナリト傳ヘラル今美里村字宮里

屋号石垣家ニ鬼大城ノ衣裳アリ

樹根ガ石垣ニ巻キ付クヲ以テ崩壊ヲ防止スルニ

ハ最上ノ方法ナリト思惟ス 尚ホ斯クノ如キ史

蹟ハ永久ニ保存致シ度シ

④ 史蹟名勝調査 其ノ二  
史蹟  
貝塚  
美里村字伊波小字角石一〇四八番地

原野  
三尺位ノ土ヲ以テ蔽ハル

丘陵ニアリ數度、学者、研究者ニ□・・・掘セ  
ラル  
種々ノ遺物ヲ發掘シ有益ナル研究ノ資料□・・・  
トイク

地主ガ管理ス

⑤ 史蹟名勝調査 其ノ一  
史蹟  
勝連城跡

美里村字南風原三千七百五十九番地 小字名ハ

赤吹ト称ス  
勝連村字南風原有

九、管理保存方法

九、管理保存方法

史蹟（古墳ヲ除ク）名勝調査事項  
史蹟

勝連城跡

勝連村字南風原三千七百五十九番地 小字名ハ

天馬船形ニシテ三十尺以上アリ  
位置ハ勝連村字南風原

九、管理保存方法

九、管理保存方法

史蹟（古墳ヲ除ク）名勝調査事項  
史蹟

勝連城跡

勝連村字南風原三千七百五十九番地 小字名ハ

位置ハ勝連村字南風原  
区域内及周囲ノ状況並破壊ノ程度

九、管理保存方法

九、管理保存方法

史蹟（古墳ヲ除ク）名勝調査事項  
史蹟

勝連城跡

勝連村字南風原三千七百五十九番地 小字名ハ

位置ハ勝連村字南風原  
区域内及周囲ノ状況並破壊ノ程度

九、管理保存方法

九、管理保存方法

史蹟（古墳ヲ除ク）名勝調査事項  
史蹟

勝連城跡

勝連村字南風原三千七百五十九番地 小字名ハ

位置ハ勝連村字南風原  
区域内及周囲ノ状況並破壊ノ程度

九、管理保存方法

九、管理保存方法

史蹟（古墳ヲ除ク）名勝調査事項  
史蹟

勝連城跡

勝連村字南風原三千七百五十九番地 小字名ハ

位置ハ勝連村字南風原  
区域内及周囲ノ状況並破壊ノ程度

八、由來  
九、管理保存ノ方法

古昔伊波按司ノ居城ナリシト傳フ  
按司ノ五世ノ孫伊波親雲上仲賢弘治六年□移居  
首里王府ヨリ伊波村ノ地頭職ニ任ゼラレシ嘉靖二十二年癸卯七月八日不祿八十八、ト傳フ  
地主之ヲ管理シ保安林トナリ居ンヲ以テ造林スルコトトナレリ

⑥ 史蹟名勝調査其ノ一  
史蹟  
米里村字伊波小字後原一、二三三ノ一、二番地

一、種類  
名称  
所在地  
地目  
所有者ノ住所氏名  
形状寸尺等

保安林  
伊波城趾  
約一段歩  
美里村字伊波小字後原一、二三三ノ一、二番地  
伊波政宜

⑦ 史蹟名勝調査其ノ二  
史蹟  
米里村字伊波七三番地

一、種類  
名称  
所在地  
地目  
所有者ノ住所氏名  
形状寸尺等

現状  
地積  
所有者ノ住所氏名  
形状寸尺等

石廟猶存セリ 岡ノ上ニ在リテ四方ノ眺望好  
ン城廓ノ中ハ現今耕地原野及林野トナリ居シ□・  
石ヲ以テ精円形二開ム

周囲役十五町

八、由來傳説  
九、管理保存方法



五、所有者住所氏名

六、形状寸尺  
七、現状

八、由來徵証伝説

字恩納ノ西岩大裾礁ノ上ニアリテ名護湾頭ニ突  
出シ全芝生ヲ以テ蔽ハレ前方遠ク伊江、水無、  
瀬底ノ島々ヲ望ミ右ニ名護左ニ残波岬ヲ控工風  
景絶景ノ所ナリ。今日ヨリ百數十年前ノ或年尚敬王國頭□・・・此  
ノ地ニ遊バレ事アリ。恩納ニテハウスダイ□・・・  
以テ歓迎ヲナセリ。踊人ノ中ニ恩納ナヒト云□・・・

・詩ヲ詠ジテウスダイコ節ニ唱和セシメ而シテ  
泰平□・・・代ヲ謳歌セリ王御感斜メラズ其詩  
オラ嘆賞セリナリ

◎波の声もとまれ、風の声もとまれ、首里天加那  
志美殿機拝ま□・・・此ノ時王ハ女詩人ヲ讚美  
ナサルト共ニ此ノ地ノ風景絶景ニシテ広野タル  
ニ御心喜バサレテ「萬人ヲ座セシムベキ（勝）  
地ナル哉」ト仰セラレシニヨリ此地ヲ得ラリト  
伝ヘラル

一説ニ曰ク尚敬王ニアラズシテ其御子尚穆王ナ  
リトノ説アリ

九、管理保存ノ方法

金武村

一、種類  
二、名称  
三、所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名  
六、形状寸尺

史蹟

觀音寺

金武村字金武後村渠

字金武後村渠二二二番、一一〇八歩

堂宇間数梁行二間半 桁行二間半  
庫裏間数梁行三間半 桁行五間 屋根ハ瓦屋根  
ナリ

金峰山觀音寺ハ字金武ノ西北端ニアリテ字金武  
区域ニ属ス境内ニ八庭園及畑等アリテ周囲ノ丘  
陵ヲ金峰山ト称シ樹木繁茂セリ、建物ハ稍腐朽  
ノ状態ニアリ境内ニ洞窟アリ、深サニ町山背ニ  
通ズ洞内ニ千手觀音□・・・現今奉安スルモノ  
本尊厨子共ニ陶製シテ扉ニ・・・癸酉十二月  
十三日現在瀬源ノ文字ヲ刻ス（我文久三□・・・  
洞内鍾乳石及石筍相接シテ希観ヲ呈ス□・・・  
昔時此ノ洞窟ニ大蛇棲息シ人民其災禍ニ罹ル□

七、現状

金武村

一、種類  
二、名称  
三、所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名  
六、形状寸尺

史蹟

國頭村

九、管理保存方法

古代ニアリテハ字奥間ノ字費ニテ毎年旧二月二日全字民ガ札祭ヲセシガ現今ニアリテハ桃原、比地、濱四ヶ字ノ人民デ其費用ヲ負担シ永遠ノ保存ヲ維持ス

三、所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名

今帰仁村字今泊アタイ原  
山林、三町七反四畝九歩  
今帰仁村字今泊百二十二番地 玉城精五郎  
全 村全字二、二六四番地 仲本吉次郎  
上二一六番地 玉城精五郎  
那覇区久米町二ノ一番地 具志川マカト  
今帰仁村字玉城二十一番地 崎山朝陸  
名護村字安和百六拾九番地 大城保元

大宜味村

種類

史蹟

左馬ノ岬  
大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所在地

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

種類

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

現状

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

地目地積

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

所有者住所氏名

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

形状寸尺

大宜味村字渡野喜屋左場原  
大部分ハ砂丘 一部原野  
官有

史蹟  
塩屋校ニ突出シ北方ニ面シタル岬ナリ  
昔時國頭按司薩摩ニ趣キ島津家ニ仕ヘ勲功アリ  
テ左馬頭ヲ賜リ帰村ノ際此処ヨリ馬ヲ飛ビ越エ  
サセルニ因リ此名アリトイウ  
別ニナシ

七、現状

八、由來徵証伝説

今帰仁城址ハ今泊ノ南丘ニアリ清水タタル  
親川ヨリ松並木ニ沿ヒ大理石散在セシ石径ヲ曲  
折レ挙登スルコト數町ニシテ 城域ニ入ル  
内ハ竹木繁茂ス本門ヨリ進ミ行ケハ本丸ノ中央  
ニ小祠アリテ石碑並石灯籠數基アリ  
ハ數個ノ無格社アリ面二百尺ノ高地ニアリテ伊  
平屋島及辺戸岬ニ相対シ後ニ公方ノ嶽ヲ負ヒ東  
ハ數十丈ノ絶壁ニ喰ニ崎要害ノ地ニシテ  
且風光明媚ニセリト雖今尚昔ノ面影ヲ在ス  
今ヲ去ル五百九十年前後醍醐天皇ノ御代我  
里按司承察度先ツ叛シテ南山王ト称セリ時ニ今  
帰仁按司怕尼芝ハ今帰仁、羽地、名護、金武、  
国頭ノ五郡ト伊江其他ノ諸島ヲ占有シ今帰仁城  
ニ居リテ山北諸郡ヲ統括シタリ 而シテ南山中  
山ガ明ニ通シテ冊封ヲ受ケシ後怕尼芝モ亦之ニ  
倣ヒテ貢ヲ明ニ輸シ其ノ冊封ヲ受ケテ琉球國山  
北王ノ称号ヲ得ルニ至レリ怕尼芝没シテ其ノ子  
珉ヲ経テ其ノ子樊安知繼キテ山北方トナル安知  
資性剛毅ニシテ武勇絶倫夙ニ中山ヲ討ツノ志ア  
リ、名護羽地國頭ノ諸按司安知ト隙アリ早馬ヲ  
以テ急ヲ中山王ニ訴フ時佐敷按司尚巴志ハ中山  
ヲ攻落シ其父思紹王位ニアリ、思紹猛虎ノ丘ヲ  
駆リ山南ヲ討チテ山北ヲ襲ヒ一渦千里ノ勢ヲ以  
テ国内ヲ統一セントノ方策ヲ樹立センガ事急ナ  
ルオ以テ直チニ子巴志ヲ遣ハシテ之ヲ討タシム  
巴志諸按司ヲ部署トシテ兵ヲ率ヒ大挙シテ今帰  
仁ヲ攻メタリ□□□北ノ地嶮岨ニシテ城兵勇猛

標榜ニシテ防備嚴シ□数回会戦スルモ容易ニ抜ク能ハサリンガ□・・・二内応シ城中ニ火ヲ放チシガバ王大イニ□・・・斬レリ彼護國ノ神トシテ一靈□・・・怠タラザルシモソノ靈験ナキヲ憤リ□・・・シ己モ自刃シテ三世ニシテ滅亡セリ徵証受劍石、屋敷跡伝説ナシ将来ノ管理保存ニ関スル意見トシテハ特ニナキモ今通字今泊ニ管理セシムルコト可ナラン

九、管理保存方法

二、種類  
名称  
所在地  
四、地目地積  
五、所有者住所氏名  
六、形状寸尺  
七、現状

史蹟名勝

運天港

今帰仁村字運天  
東西十六町四十間  
南北十町  
ナシ

運天港

我地島ニ対シ風景佳麗夏時最毛納涼ニ適ス

内水深ク静穏ニシテ天然ノ良港ナリ海軍省ノ貯

水庫ノ設備アリ近来港内淨田ニ台南製糖会社

ガ棧橋ヲ架設セリ茲ヨリ会社迄一里余鉄路ニヨ

リ貨物運搬ラナス

慶長十四年島津家久公琉球ガ貢賦ヲ怠シ為メ問

罪ノ師ヲ派セシトキノ上陸ノ地ナリ□・・・運

天ハ永萬元年(七百五十二年前)源為朝□・・・運

所ナルヲ以テ名高シ沖縄誌ニ云□・・・「為朝

ノ琉球ニ到ルヤ、洋中風ニ遭ヒ船□・・・皆懽

ル為朝運ハ天ニアリ何ゾ□・・・港ヲ名ツケテ

運天トイウ、今ノ今帰□・・・ナリ」

資料十九  
受理日 大正十一年五月一日  
受理番号 学四七五ノ六  
大正十一年四月二十九日

首里市長 高嶺朝教 印

内務部長 金澤正雄 殿  
客年三月九日附学第四七五ノ一号ヲ以御照会相成候本市内ニ於ケル史蹟名勝天然紀念物調査二閑スル件了承然ル処本件ハ調査上□□困難ヲ感じジ為メニ今迄遲延致候処漸ク別紙ノ通り□・・・致候条此段及回答候也

史蹟(古墳ヲ除ク)名勝調査事項

伊江村  
照太寺(郡志ヨリ)

照太寺ハ字西江前ノ西方一里ニアリ浮龜山ト号ス  
弘治元年皇紀二千二百十五年(明ノ嘉靖三十三年ニシテ三百六十二年前)此地毎夜奇光ヲ放ツ王府人ヲ遣シテ視セシメシニ古鏡ヲ獲タリ、依ツテ老僧輩ヲ召シテ之ヲ問フ諸僧対ヘテ曰ク「是天照大神ノ垂跡ナリト尚清王即チ祠ヲ建テ鏡ヲ奉安シ老僧ヲシテ監護セシメシト云ウ、後寛永十五年(二百七八十年前)尚豊王之ヲ修復セシメタルコト旧記ニ見ユ、尚貞王三十五

五、首里市當藏町  
六、首里市大中町尚侯爵家  
七、寺域  
一、圓覺寺  
二、圓覺寺  
三、首里市當藏町  
四、寺域  
五、首里市當藏町一千八百余坪  
六、建物ハ全部支那風ニシテ塗ルニ丹堊ヲ以テシ鋪クニ瓦以テシ結構  
□麗ナリ、大門ハ西ニ向ヒ三間ノ樓門アリ、其左右ニ木像ノ二王像  
ヲ安置□・・・

年ノ條ニ照太寺住僧五年輪流(交替)云々ノ記事アリ祠後一帯丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス□・・・権現堂アリテ古鏡ヲ安置セリ。照太寺□・・・堂管護ノ為メニ建立セラレタル□・・・音菩薩禪宗臨濟妙心寺派ニ属ス□・・・派遣ノ一僧此ニ住リ、同寺ノ由來□・・・嘉靖年間伊江山毎夜放大光射斗牛間居民□・・・且怪遂將此事奏之王。由是尚清王差使往伊江山視之使臣往到伊江山、其夜放光愈々熾、自暮達旦不敢滅焉翌日使臣徘徊于草野間、以為尋拾焉、果有拾得一古鏡、遂取袖之、意置千洞中選朝、復食于比尚清王乃召老僧輩問之、諸僧皆答曰、乃是天照大神之所垂迹者也速建靈社、奉安之于其中、可以崇信焉、故王食輔民構茆社並草庵、令僧一人而監焉、名其寺日照太山号淨龜萬歷三十九年辛亥、尚寧王流薩州回駕到本国、此時王多建修神社仏閣、而功力不能及之、萬歷四十八年庚申、忽然龍体染病而薨、乃崇禎十一年戊寅尚豐王繼尚寧王之志、令重修寺並社、而令月江□堂而守焉、月江僧名井在西堂

シ徐口ニ昔時ノ壯觀ヲ偲バシムルモノアリ  
八、寺ハ禪宗ノ惣本山、旧藩主尚侯爵家歴代ノ香菴□・・・

真王十六年我ガ明應元年壬子先□・・・  
地ヲ首里城久慶門ノ北ニ相シテ工ヲ□・・・

五、首里市大中町尚侯爵家

圓覺寺山門外圓鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本縣ニ於テ稀ニ見ル堂祠タ

堂ハ今猶亦古色蒼然人目ヲ惹クモノアレド周囲ハ稍々荒敗セリ

リ

堂モト經堂ニシテ尚德王三年我ガ寛正四年、王使ヲ朝鮮ニ遣シ、國

好ヲ修シ鸚鵡孔雀等ヲ贈ル、朝鮮世祖李祿亦方冊藏經一部ヲ以テ使

ジ堂宇ヲ修セシ、圓覺寺方丈内ノ辨財天像ヲ移シテ堂内ニ安置セシ

ム其後像又□・・・薩州ヨリ新像ヲ将来ス今祀ル所ノモノ是也

池中ニ建テ石橋ヲ架シ中ニ經卷ヲ藏ス、慶長十四年薩軍ノ為メニ堂

破ラレ、經散ゼシヲ以テ元和七年尚豊王、圓覺寺住持恩叔長老ニ命

者ニ託シ是レニ報ズ、文龜二年、尚眞池ヲ圓覺寺門前ニ堀リ、堂ヲ

リ

芥穏和尚ノ畫像ヲ掛け、像ハ尚眞王十九年我ガ貞亨□・・・住持石峰

和尚ノ題請ニ由ル、佛殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名ヅク、尚圓王以

下歴代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王

神主、並尚豊、尚賢二王ノ絵像此ノ時焼失、佛殿照堂山門幸ニ免ル

ノ事ヲ得タリ、住持覺王罪ヲ以テ八重山島ニ流罪セラル、龍淵殿ノ

左ニ方丈アリ右ニ客室アリ方丈ノ壇上、虛空藏菩薩ノ木像ヲ安置ス、

明應三年東照堂ヲ建テ元龜二年西照堂ヲ建ツ、照堂内獅子塑像アリ

元禄六年國王尚貞命ジテ脩補ヲ加ヘシメシニ腹中一尚眞王之御宇、

正徳十六年辛巳、彫造之、而安置于祖廟云爾」ノ銘出デタリト曰フ、

照堂モト柿葺ナリシヲ承應元年瓦ニ改ム、佛殿ノ北ニ慎終堂アリ、

是レ先王回忌ニ當リ木主ヲ遷シテ祭祀ヲ脩スル處トス、今首里市役

所ノ地ハ其跡ナリ、壇上モト藥師、勢至、弥勒ノ三像ヲ安置ス、像

後破損シ元禄六年、住持除外福建ヨリ新像ヲ将来シテ是レニ代フ、

所掛ノ梵鐘凡テ三中二個ハ大明弘治八年乙卯ノ鋸ニ係リ一ハ康熙三

十四年乙亥ノ鋸造ニ成ル、□云康熙三十四年乙亥夏、住山蘭田、為使

僧、赴鹿□・・・載□船、遣山城、重鋸之也。三年而到来也。時當

丁丑之□・・・而掛着之。住僧蘭田為之銘。云々凡ソ本縣諸寺所掛

ノ洪鐘、凡テ大工藤原其□曰ヒ小工□・・・鐘銘ニ由リテ見レバ山

城辺ニテ大□□監督ノ□ニ□・・・沸殿ヨリ山門ニ至ル間、方池ヲ

迄□・・・愛スベシ、手法ハ天女橋、世持橋、□・・・ノ左ニ香積

厨アリ、厨内韋馱天□・・・像ヲ安ズ□・・・ニ移リシガ後破壞シ元禄

六年、際外和尚福建ヨリ新像ヲ□・・・荒神堂ハ尚眞王ノ創建三寶

大荒神ヲ祀ル、一山ノ鎮守タリ□・・・

住職ヲシテ一般ノ管理ヲナサシメ時々修繕ヲ行ヒ旧態□・・・

寺ハ県下第一ノ巨刹ニシテ善男善女ノ參詣者四時□・・・他府縣ヨ

リ來遊スルモノ必ズ足ラ茲ニ向ケザルモノナシ

六、首里市大中町尚侯爵家

圓覺寺山門外圓鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本縣ニ於テ稀ニ見ル堂祠タ

リ

堂モト經堂ニシテ尚德王三年我ガ寛正四年、王使ヲ朝鮮ニ遣シ、國

好ヲ修シ鸚鵡孔雀等ヲ贈ル、朝鮮世祖李祿亦方冊藏經一部ヲ以テ使

ジ堂宇ヲ修セシ、圓覺寺方丈内ノ辨財天像ヲ移シテ堂内ニ安置セシ

ム其後像又□・・・薩州ヨリ新像ヲ将来ス今祀ル所ノモノ是也

池中ニ建テ石橋ヲ架シ中ニ經卷ヲ藏ス、慶長十四年薩軍ノ為メニ堂

破ラレ、經散ゼシヲ以テ元和七年尚豊王、圓覺寺住持恩叔長老ニ命

者ニ託シ是レニ報ズ、文龜二年、尚眞池ヲ圓覺寺門前ニ堀リ、堂ヲ

リ

芥穏和尚ノ畫像ヲ掛け、像ハ尚眞王十九年我ガ貞亨□・・・住持石峰

和尚ノ題請ニ由ル、佛殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名ヅク、尚圓王以

下歴代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王

神主、並尚豊、尚賢二王ノ絵像此ノ時焼失、佛殿照堂山門幸ニ免ル

ノ事ヲ得タリ、住持覺王罪ヲ以テ八重山島ニ流罪セラル、龍淵殿ノ

左ニ方丈アリ右ニ客室アリ方丈ノ壇上、虛空藏菩薩ノ木像ヲ安置ス、

明應三年東照堂ヲ建テ元龜二年西照堂ヲ建ツ、照堂内獅子塑像アリ

元禄六年國王尚貞命ジテ脩補ヲ加ヘシメシニ腹中一尚眞王之御宇、

正徳十六年辛巳、彫造之、而安置于祖廟云爾」ノ銘出デタリト曰フ、

照堂モト柿葺ナリシヲ承應元年瓦ニ改ム、佛殿ノ北ニ慎終堂アリ、

是レ先王回忌ニ當リ木主ヲ遷シテ祭祀ヲ脩スル處トス、今首里市役

所ノ地ハ其跡ナリ、壇上モト藥師、勢至、弥勒ノ三像ヲ安置ス、像

後破損シ元禄六年、住持除外福建ヨリ新像ヲ将来シテ是レニ代フ、

所掛ノ梵鐘凡テ三中二個ハ大明弘治八年乙卯ノ鋸ニ係リ一ハ康熙三

十四年乙亥ノ鋸造ニ成ル、□云康熙三十四年乙亥夏、住山蘭田、為使

僧、赴鹿□・・・載□船、遣山城、重鋸之也。三年而到来也。時當

丁丑之□・・・而掛着之。住僧蘭田為之銘。云々凡ソ本縣諸寺所掛

ノ洪鐘、凡テ大工藤原其□曰ヒ小工□・・・鐘銘ニ由リテ見レバ山

城辺ニテ大□□監督ノ□ニ□・・・沸殿ヨリ山門ニ至ル間、方池ヲ

迄□・・・愛スベシ、手法ハ天女橋、世持橋、□・・・ノ左ニ香積

厨アリ、厨内韋馱天□・・・像ヲ安ズ□・・・ニ移リシガ後破壞シ元禄

六年、際外和尚福建ヨリ新像ヲ□・・・荒神堂ハ尚眞王ノ創建三寶

大荒神ヲ祀ル、一山ノ鎮守タリ□・・・

住職ヲシテ一般ノ管理ヲナサシメ時々修繕ヲ行ヒ旧態□・・・

寺ハ県下第一ノ巨刹ニシテ善男善女ノ參詣者四時□・・・他府縣ヨ

リ來遊スルモノ必ズ足ラ茲ニ向ケザルモノナシ

七、首里市大中町尚侯爵家

圓覺寺山門外圓鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本縣ニ於テ稀ニ見ル堂祠タ

リ

堂モト經堂ニシテ尚德王三年我ガ寛正四年、王使ヲ朝鮮ニ遣シ、國

好ヲ修シ鸚鵡孔雀等ヲ贈ル、朝鮮世祖李祿亦方冊藏經一部ヲ以テ使

ジ堂宇ヲ修セシ、圓覺寺方丈内ノ辨財天像ヲ移シテ堂内ニ安置セシ

ム其後像又□・・・薩州ヨリ新像ヲ将来ス今祀ル所ノモノ是也

池中ニ建テ石橋ヲ架シ中ニ經卷ヲ藏ス、慶長十四年薩軍ノ為メニ堂

破ラレ、經散ゼシヲ以テ元和七年尚豊王、圓覺寺住持恩叔長老ニ命

者ニ託シ是レニ報ズ、文龜二年、尚眞池ヲ圓覺寺門前ニ堀リ、堂ヲ

リ

芥穏和尚ノ畫像ヲ掛け、像ハ尚眞王十九年我ガ貞亨□・・・住持石峰

和尚ノ題請ニ由ル、佛殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名ヅク、尚圓王以

下歴代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王

神主、並尚豊、尚賢二王ノ絵像此ノ時焼失、佛殿照堂山門幸ニ免ル

ノ事ヲ得タリ、住持覺王罪ヲ以テ八重山島ニ流罪セラル、龍淵殿ノ

左ニ方丈アリ右ニ客室アリ方丈ノ壇上、虛空藏菩薩ノ木像ヲ安置ス、

明應三年東照堂ヲ建テ元龜二年西照堂ヲ建ツ、照堂内獅子塑像アリ

元禄六年國王尚貞命ジテ脩補ヲ加ヘシメシニ腹中一尚眞王之御宇、

正徳十六年辛巳、彫造之、而安置于祖廟云爾」ノ銘出デタリト曰フ、

照堂モト柿葺ナリシヲ承應元年瓦ニ改ム、佛殿ノ北ニ慎終堂アリ、

是レ先王回忌ニ當リ木主ヲ遷シテ祭祀ヲ脩スル處トス、今首里市役

所ノ地ハ其跡ナリ、壇上モト藥師、勢至、弥勒ノ三像ヲ安置ス、像

後破損シ元禄六年、住持除外福建ヨリ新像ヲ将来シテ是レニ代フ、

所掛ノ梵鐘凡テ三中二個ハ大明弘治八年乙卯ノ鋸ニ係リ一ハ康熙三

十四年乙亥ノ鋸造ニ成ル、□云康熙三十四年乙亥夏、住山蘭田、為使

僧、赴鹿□・・・載□船、遣山城、重鋸之也。三年而到来也。時當

丁丑之□・・・而掛着之。住僧蘭田為之銘。云々凡ソ本縣諸寺所掛

ノ洪鐘、凡テ大工藤原其□曰ヒ小工□・・・鐘銘ニ由リテ見レバ山

城辺ニテ大□□監督ノ□ニ□・・・沸殿ヨリ山門ニ至ル間、方池ヲ

迄□・・・愛スベシ、手法ハ天女橋、世持橋、□・・・ノ左ニ香積

厨アリ、厨内韋馱天□・・・像ヲ安ズ□・・・ニ移リシガ後破壞シ元禄

六年、際外和尚福建ヨリ新像ヲ□・・・荒神堂ハ尚眞王ノ創建三寶

大荒神ヲ祀ル、一山ノ鎮守タリ□・・・

住職ヲシテ一般ノ管理ヲナサシメ時々修繕ヲ行ヒ旧態□・・・

寺ハ県下第一ノ巨刹ニシテ善男善女ノ參詣者四時□・・・他府縣ヨ

リ來遊スルモノ必ズ足ラ茲ニ向ケザルモノナシ

八、首里市大中町尚侯爵家

圓覺寺山門外圓鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本縣ニ於テ稀ニ見ル堂祠タ

リ

堂モト經堂ニシテ尚德王三年我ガ寛正四年、王使ヲ朝鮮ニ遣シ、國

好ヲ修シ鸚鵡孔雀等ヲ贈ル、朝鮮世祖李祿亦方冊藏經一部ヲ以テ使

ジ堂宇ヲ修セシ、圓覺寺方丈内ノ辨財天像ヲ移シテ堂内ニ安置セシ

ム其後像又□・・・薩州ヨリ新像ヲ将来ス今祀ル所ノモノ是也

池中ニ建テ石橋ヲ架シ中ニ經卷ヲ藏ス、慶長十四年薩軍ノ為メニ堂

破ラレ、經散ゼシヲ以テ元和七年尚豊王、圓覺寺住持恩叔長老ニ命

者ニ託シ是レニ報ズ、文龜二年、尚眞池ヲ圓覺寺門前ニ堀リ、堂ヲ

リ

芥穏和尚ノ畫像ヲ掛け、像ハ尚眞王十九年我ガ貞亨□・・・住持石峰

和尚ノ題請ニ由ル、佛殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名ヅク、尚圓王以

下歴代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王

神主、並尚豊、尚賢二王ノ絵像此ノ時焼失、佛殿照堂山門幸ニ免ル

ノ事ヲ得タリ、住持覺王罪ヲ以テ八重山島ニ流罪セラル、龍淵殿ノ

左ニ方丈アリ右ニ客室アリ方丈ノ壇上、虛空藏菩薩ノ木像ヲ安置ス、

明應三年東照堂ヲ建テ元龜二年西照堂ヲ建ツ、照堂内獅子塑像アリ

元禄六年國王尚貞命ジテ脩補ヲ加ヘシメシニ腹中一尚眞王之御宇、

正徳十六年辛巳、彫造之、而安置于祖廟云爾」ノ銘出デタリト曰フ、

照堂モト柿葺ナリシヲ承應元年瓦ニ改ム、佛殿ノ北ニ慎終堂アリ、

是レ先王回忌ニ當リ木主ヲ遷シテ祭祀ヲ脩スル處トス、今首里市役

所ノ地ハ其跡ナリ、壇上モト藥師、勢至、弥勒ノ三像ヲ安置ス、像

後破損シ元禄六年、住持除外福建ヨリ新像ヲ将来シテ是レニ代フ、

所掛ノ梵鐘凡テ三中二個ハ大明弘治八年乙卯ノ鋸ニ係リ一ハ康熙三

十四年乙亥ノ鋸造ニ成ル、□云康熙三十四年乙亥夏、住山蘭田、為使

僧、赴鹿□・・・載□船、遣山城、重鋸之也。三年而到来也。時當

丁丑之□・・・而掛着之。住僧蘭田為之銘。云々凡ソ本縣諸寺所掛

ノ洪鐘、凡テ大工藤原其□曰ヒ小工□・・・鐘銘ニ由リテ見レバ山

城辺ニテ大□□監督ノ□ニ□・・・沸殿ヨリ山門ニ至ル間、方池ヲ

迄□・・・愛スベシ、手法ハ天女橋、世持橋、□・・・ノ左ニ香積

厨アリ、厨内韋馱天□・・・像ヲ安ズ□・・・ニ移リシガ後破壞シ元禄

六年、際外和尚福建ヨリ新像ヲ□・・・荒神堂ハ尚眞王ノ創建三寶

大荒神ヲ祀ル、一山ノ鎮守タリ□・・・

住職ヲシテ一般ノ管理ヲナサシメ時々修繕ヲ行ヒ旧態□・・・

寺ハ県下第一ノ巨刹ニシテ善男善女ノ參詣者四時□・・・他府縣ヨ

リ來遊スルモノ必ズ足ラ茲ニ向ケザルモノナシ

九、首里市大中町尚侯爵家

圓覺寺山門外圓鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本縣ニ於テ稀ニ見ル堂祠タ

リ

堂モト經堂ニシテ尚德王三年我ガ寛正四年、王使ヲ朝鮮ニ遣シ、國

好ヲ修シ鸚鵡孔雀等ヲ贈ル、朝鮮世祖李祿亦方冊藏經一部ヲ以テ使

ジ堂宇ヲ修セシ、圓覺寺方丈内ノ辨財天像ヲ移シテ堂内ニ安置セシ

ム其後像又□・・・薩州ヨリ新像ヲ将来ス今祀ル所ノモノ是也

池中ニ建テ石橋ヲ架シ中ニ經卷ヲ藏ス、慶長十四年薩軍ノ為メニ堂

破ラレ、經散ゼシヲ以テ元和七年尚豊王、圓覺寺住持恩叔長老ニ命

者ニ託シ是レニ報ズ、文龜二年、尚眞池ヲ圓覺寺門前ニ堀リ、堂ヲ

リ

芥穏和尚ノ畫像ヲ掛け、像ハ尚眞王十九年我ガ貞亨□・・・住持石峰

和尚ノ題請ニ由ル、佛殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名ヅク、尚圓王以

下歴代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王

神主、並尚豊、尚賢二王ノ絵像此ノ時焼失、佛殿照堂山門幸ニ免ル

ノ事ヲ得タリ、住持覺王罪ヲ以テ八重山島ニ流罪セラル、龍淵殿ノ

左ニ方丈アリ右ニ客室アリ方丈ノ壇上、虛空藏菩薩ノ木像ヲ安置ス、

明應三年東照堂ヲ建テ元龜二年西照堂ヲ建ツ、照堂内獅子塑像アリ

元禄六年國王尚貞命ジテ脩補ヲ加ヘシメシニ腹中一尚眞王之御宇、

正徳十四年己卯十一月二十八日

進ヲ講ズル計画ナシ

善男善女ノ參詣者四時常ニ絶ユルコトナシ

一、二、龍潭池沼  
五、五、首里市真和志町  
四、四、首里市里市  
三、三、周圍一町余  
二、二、龍潭  
一、一、觀音堂  
五、五、首里市山川町  
四、四、首里市山川町  
三、三、慈眼院  
六、六、萬歳嶺ノ中腹景勝ノ地ニ在ル寺院ノ堂祠ナリ

58) 虎瀨丘  
一、二、保安林  
二、二、虎瀨丘  
三、三、首里市赤平  
四、四、首里市  
五、五、地積一町三反九畝三十五歩  
六、六、平坦連亘ノ松林屏風ヲ立テタルガ如シ  
七、七、現今稍々荒廢シ樹林稀疎ナリ  
八、八、修辭ニ石虎山又虎峯ト称ス、峯下モト石虎山□□院在リ□・  
九、九、時々巡視シテ濫伐ヲ防ギ下草ヲ刈リ保存ノ道ヲ講□  
十、十、古來眺望ヲ以テ鳴リ歌ノ名所タリ

59) 虎瀨丘  
一、一、虎瀨丘  
二、二、虎瀨丘  
三、三、首里市赤平  
四、四、首里市  
五、五、地積一町三反九畝三十五歩  
六、六、平坦連亘ノ松林屏風ヲ立テタルガ如シ  
七、七、現今稍々荒廢シ樹林稀疎ナリ  
八、八、修辭ニ石虎山又虎峯ト称ス、峯下モト石虎山□□院在リ□・  
九、九、時々巡視シテ濫伐ヲ防ギ下草ヲ刈リ保存ノ道ヲ講□  
十、十、古來眺望ヲ以テ鳴リ歌ノ名所タリ

60  
マンザイレイ

一、萬歳嶺  
二、保安林  
三、首里市山川町  
四、地積三反七畝五十一歩  
五、首里市  
六、稍稍々富士形ヲナセル森林ナリ  
七、現今荒廢シ樹林稀疎昔日ノ美觀ナシ  
八、萬歳嶺ノ名尚眞王代ノ撰ニ係ル大明弘治十年  
氣、凝結成山、產萬物、塞六幽矣、天山之得名、由  
為名蓋取嵩呼之義、以作中山  
ドモ古ヘ多ク水田ナリシトゾ  
萬歳嶺碑云、玉闕金刹、□・  
接下□民居漁市也。民居□・  
本市直接ニ管理シ時々巡視ヲナサシメ濫伐ノ弊ナキ  
水源ノ滋養、風致ノ増進ヲ図ル計画ナリ  
十、高燥景勝ノ地ヲ占メ觀望開豁、風光絕佳ナルヲ以テ  
多シ  
一、神社  
二、社  
三、首里市字末吉  
四、首里市  
五、首里市  
六、普通ノ神社風ニ造リタル古雅優麗ノ建物ニシテ社殿間数一  
幅三間横二間アリ他ハ幅四間半横三間半アリ  
七、目下社殿荒廢腐敗朽亦昔日ノ美觀ナシ

八

按フニ正五九月國王巡遊ノ場所ニシテ此先例ハ尚賢ニ始マリシトゾ  
舊記ニ云、順治元年甲申正月、尚賢王始幸於末吉社、識名社、次年  
乙酉九月始幸於觀音堂、二十年辛酉正月二十日、尚貞王始幸於辨財  
天堂以為告祈云爾、社ハ尚泰久代、天界寺鶴翁和尚ノ勸進ト云ウ熊

十九、時々巡視ヲナシ修繕ヲ行ヒ保存ノ道ヲ講ジツツアリ  
社ハ眺望開豁、南ハ首里城ニ對シ、西ハ遙ニ慶良間□  
那覇港並那覇市街ヲ望シ雅人墨客ノ杖ヲ成□・・・

保安林 嶽辨嶽

首里市鳥堀町  
地積四町七反七畝二十二口

首里市  
習鉢形ノ山林

日下荒廃シ樹林稀疎昔日ノ壯

嶽頂一祠在リ、久高島ノ遙拝所トス、尚清王代□・・・修□・・・頬ノ所ト為ス

日下荒廃セルモ他日植樹ヲナシ風致  
高燥開豁、風光明媚ヲ以テ世ニ聞エ